

平成 29 年 10 月 4 日

◎依光委員長 ただいまから、産業振興土木委員会を開会いたします。（9 時 59 分開会）

御報告いたします。高橋委員から、病気療養のため本日の委員会を欠席したい旨の連絡があつております。また、武石委員、浜田委員から、所用のため少しおくれる旨の連絡があつております。

本日からの委員会は「付託事件の審査等」についてであります。当委員会に付託された事件は、お手元にお配りしてある付託事件一覧表のとおりであります。

日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思います。なお、委員長報告の取りまとめについては、10 日、火曜日の委員会で協議していただきたいと思います。

お諮りをいたします。日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（異議なし）

◎依光委員長 御異議なしと認めます。

それでは、日程に従い、議案及び報告事項を一括議題とし、各部ごとに説明を受けることにいたします。

#### 《中山間振興・交通部》

◎依光委員長 最初に、中山間振興・交通部について行います。

それでは、部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎樋口中山間振興・交通部長 それでは、所管の提出議題について御説明を申し上げます。お手元の議案説明書②の 21 ページをお開きください。議案として、補正予算を中山間地域対策課が 2 件、鳥獣対策課が 1 件、合わせて 6,559 万 2,000 円を提出させていただいております。

次の 22 ページをお開きください。中山間地域対策課からは離島航路運営費補助金と貨客混載推進検討委託料を提出させていただいております。離島航路運営費補助金は、須崎市浦ノ内湾の坂内～埋立航路と宿毛市の沖の島～片島航路の 2 つの航路の運営で生じた欠損の一部を補填するものです。貨客混載推進検討委託料は、貨客混載の推進に向けて、地域の実情を踏まえた複数の具体的な事業スキームを検討、提案する検討会を設置するに当たり、この検討会を効果的に開催するための調査や資料作成、運営補助を民間事業者に委託するものです。

次に、24 ページをお開きください。鳥獣対策課からは、国の補正予算を活用して、鳥獣被害を防ぐ防護柵の整備を進めるため、中山間地域所得向上支援事業費補助金を提出させていただいております。

詳細については、それぞれ担当課長から御説明申し上げます。

◎依光委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈中山間地域対策課〉

◎依光委員長 中山間地域対策課の説明を求めます。

◎大崎中山間地域対策課長 中山間地域対策課長の大崎です。

それでは、中山間地域対策課の補正予算案について御説明させていただきます。先ほど部長から申し上げましたとおり、今回補正をお願いするのは、中山間地域対策費のうち離島航路運営費補助金の3,922万8,000円と、貨客混載推進検討委託料の136万4,000円です。内容は、委員会資料で説明させていただきますので、別とじの委員会資料の1ページをお開きください。

まず、離島航路運営費補助金です。この離島航路運営費補助金は、離島地域の航路の維持と改善を行うことで住民の生活の安定と向上を図るもので、航路の運航により生じた欠損額を国の補助制度に連動させて、県も一部を助成するものです。現在、国から補助対象航路として指定を受けております離島航路は、須崎市の浦ノ内湾を巡航する坂内～埋立航路と宿毛市の沖の島、鶴来島と片島とを結ぶ沖の島～片島航路の2つの航路です。いずれも地元の市が事業者となり、直営で運航を行っている公営の航路となっています。

また、今回の補助の対象期間となっていますのは、平成28航路年度で、期間でいいますと、平成27年10月から平成28年9月までの1年間となっています。国の補助額の決定が翌年3月になる関係で、毎年、9月補正をお願いしているものです。

県補助金の算定方法としては、国の監査を受けた後の実績欠損額から国庫補助金で補填される額等を差し引きした残りの欠損額の3分の2について、県が補助するものです。その結果、補助金としては、須崎市が1,077万7,525円、宿毛市が2,845万354円、両市合わせて3,922万7,879円となっています。

これらの路線は、地域の皆様にとって通学や生活物資の運搬など、暮らしを支える上で欠かすことのできない交通手段として大きな役割を果たしており、県としても継続して支援を行うことが必要だと考えています。

2ページをお開きください。貨客混載推進検討委託料です。バスやタクシーなどの旅客自動車があるが有償で貨物を運送する、あるいは貨物自動車があるが有償で旅客を運送する事業のかけ持ちができる貨客混載については、1の欄にあるように、これまで乗り合いバスについては350キログラム未満の少量貨物の運送が可能となっていました。この9月から350キログラムの重量制限が撤廃されるとともに、貸し切りバスとタクシーについては過疎地限定ではありますが貨物の運送が可能となり、トラックなど貨物自動車についても、過疎地限定で旅客の運送が可能となる規制緩和が行われたところです。これまでは、運行主体に制約があるなど、検討できる範囲が限定され、多くの関係者が合意して参画できる事業スキームが構築できておりませんでした。今回の規制緩和により検討できるバリエーショ

ンが広がり、より多くの可能性を検討できるようになったことから、スピード感を持って取り組みを進めていくため今議会の補正予算案としてお諮りをさせていただいています。

この貨客混載を効果的な取り組みとするためには、地域地域で活用できるさまざまな可能性の検討が必要でありますことから、2の欄にありますように地域の実情を踏まえた複数の事業スキームを構築するための検討会を設置したいと考えております。この検討会では、県内の4地域程度を想定の上、それぞれの地域で営業されている貨物、旅客事業者を初め、地域の集配拠点としての機能が期待できる集落活動センター、市町村、県などを構成メンバーとして、地域で考えられる人流・物流の組み合わせパターンの検討や関係者との調整、運営コスト等の詳細な検討など、具体的に深く掘り下げながら事業スキームを検討していくこととしており、検討会の運営支援などを行うための委託料136万4,000円を補正予算として計上させていただいております。

事業スキーム例として、貨物事業者により集落活動センターまで運ばれた宅配便などの荷物を、集落活動センターあるいはタクシーが各戸まで配送することや、また逆に各戸からの荷物や農産物を集荷するといったことが考えられます。このほかにも市町村が運営するコミュニティーバスなどで人と一緒に荷物を運ぶなど、さまざまなスキームが想定されると考えております。説明は以上です。

◎**依光委員長** 質疑を行います。

◎**米田委員** 離島航路の、利用者は年間どれぐらいですか。

◎**大崎中山間地域対策課長** 須崎航路は、ここ4年の平均で1万2,747人になります。宿毛は、同じ期間で1万6,940人になっています。

◎**米田委員** それと、この国補助額等Bは、どんなふうの実績欠損が出るがかね。

◎**大崎中山間地域対策課長** 国においても、欠損額をもとにした形で、それに対して2分の1以内の補助率になっています。年間で国の予算額は決まっていますので、年によって、その2分の1以内ということで、予算額は変わってございますけれども、それ以内の額で算出されるようになっております。基本は欠損額に対してというのは同じでございます。

◎**米田委員** 市は、それ以外は負担せないかんわけよね。その負担額は大体何ぼになるんかね。

◎**大崎中山間地域対策課長** 市の負担額は、この平成28航路年度で須崎市は538万円ほどです。それから宿毛市は1,423万円です。

◎**米田委員** この費用を含めて丸々須崎市が負担するのが538万円と、そういう理解でいいかな。

◎**大崎中山間地域対策課長** はい。そうです。

◎**金岡委員** この貨客混載はほかの法律との整合性はどんなになりますか。例えば、道路交通法とか、あるいは貨物自動車運送事業法とかとの整合性は。

◎大崎中山間地域対策課長 基本は法律でして、今回は、旅客、貨物についても道路運送法の規定です。それからもう一つが貨物事業者の法律がありますので、それぞれの法律は今回は変わっていませんが、許可の運用について、今回、規制緩和になっております。

◎金岡委員 トラックの運送業者がお客さんを乗せると、多分、道路交通法では第2種免許が要ると思うんですが、そこは変わらないんですか。

◎大崎中山間地域対策課長 そこは変わっておりません。免許が要ることになります。

◎金岡委員 そしたら、集落活動センター等が運送業みたいな形でやろうとしたら、また運送業の法律にのっとった資格を取らないかんということになるわけですね。

◎大崎中山間地域対策課長 事業者の許可を取るということは、それはおっしゃるとおりですが、また別の方法として自家用車の有償運送ができる形もございますので、事業者の許可を取ると、自家用車での有償運送の許可を取ることでもあります。

◎金岡委員 そしたら、このいわゆる緩和で自家用車でも物が運べるようになったと解釈してよろしいわけですかね。

◎大崎中山間地域対策課長 今回の9月の規制緩和以前に自家用車の有償運送は、できるようになっています。

◎池脇委員 離島航路の運営費ですけども、須崎市と宿毛市で航路も形態も違うと思うんですけども、何がこれだけの額の差になっているのか。

◎大崎中山間地域対策課長 補助金の金額でしょうか。

◎池脇委員 欠損額も差がありますよね。これだけの費用の格差の主要な原因は何かです。

◎大崎中山間地域対策課長 両市の場合、船の大きさが大きく違っております。須崎市の場合は30人乗りの船で、宿毛市の場合は外洋の航路になりますので70人乗りの船で、そこでかかる費用に、油代とか、人件費が変わっておりますので、その差があるということになります。

◎池脇委員 具体的に人員の差とか、燃料代がどれぐらいかかっているのか、差はわかるんですか。

◎大崎中山間地域対策課長 須崎市の場合は、人員が1人で船に乗ることになっております。宿毛市の場合は、全体で7人の人員で回す形になっています。重油代は、須崎市は年間で大体100万円ぐらいで、宿毛市は2,400万円ぐらいの重油代になっています。

◎中村中山間振興・交通部副部長 先ほど課長が申しましたような体制等を踏まえて、この資料ちょっと飛ばしてる部分もございますが、実質収支見込み額に効率化係数というのを国が掛けて算定することになっております。例えば、実質収支欠損額が2,600万円に対して、須崎市は国がイメージする効率化を図ったら、もっと実質収支差額は減らせるという考え方に立って、補助対象経費を決めると。逆に宿毛市は効率化係数が非常に高い、言い直しますと効率化が非常に進んでいることで実質収支差額に対して、効率化係数が1以

上の数字になってますので、シェアでいいますと宿毛市のほうが実質欠損額に対する埋まりぐあいが高いと、そういう仕組みになっています。

◎池脇委員 船の場合には定期検査が必要ですよね。その間は運航が停止されるということですか。

◎大崎中山間地域対策課長 その間は代船を借り上げて、それで対応しています。

◎池脇委員 船の点検費とか修繕費は含まれないんですか。

◎大崎中山間地域対策課長 それも含まれております。特に平成 28 年度は、ちょうど 5 年周期の定期検査の年になってますので、若干、費用が大きくなっています。

◎池脇委員 この両船ですけれども、耐用年数については今どういう状況ですか。

◎大崎中山間地域対策課長 耐用年数は具体的に今のところわかりませんが、宿毛市は、この後の 5 年間のうちで、かなり修繕が必要になっておりますので、ちょっと新船の建造なんかも考えていくような形で考えております。

◎池脇委員 新船をつくる場合の費用は、これはもう市の単独になるんですか。

◎大崎中山間地域対策課長 一部、国庫補助があるような形も聞いてますので、そこはこれから国とも調整していきたいと考えています。

◎池脇委員 須崎市の場合、船長 1 人ですよね。これで今まで事故はなかったんですか。

◎大崎中山間地域対策課長 今までは事故というものは聞いておりません。

◎池脇委員 安全性は 1 人でも確保できるということですか。

◎大崎中山間地域対策課長 安全性は十分できるということで、これからも配慮していただきたいと、須崎市にも言っていきたいと思います。

◎田中副委員長 貨客混載の件で、これ地方創生関連の事業やったと思うんですけど、茨城県の常陸太田市ですかね。高速バスを利用して、その町から朝どれの野菜を都内のアンテナショップに運んでいる。すごいラッピングが目立ってびっくりしたんですけど、それが、たしか去年かおとしから始まっているんです。今、検討されてるのが、高知県の場合、過疎地域が対象になっていると思うんですけど、例えば、高知県から出発する高速バスを利用して、貨物とか農作物を積んで大阪とかへ運んだりできるようになるんですか。

◎樋口中山間振興・交通部長 交通運輸政策課の所管分になるんですが、高速バスは乗り合いバスですので、この重量制限が、これまで 350 キログラム未満でしたけれども、350 キログラム未満の荷物を運ぶということは全国的にも幾つか例がございました。これまでも可能だったということで。それで、それはもう民間同士のいわゆる運行の時間帯とか、それから請負の条件とか、そういったことが民間同士で話し合われておるということで、一定幾つか事例がございます。高知県内でも、とさでん交通でありますとか、土佐くろしお鉄道とか、そういったところでも、一定の区間で荷物を積むことが考えられます。これまでも事業者間で一定の接触とかもあっておるようでございます。今回、この取り組みを

特に中山間地域に焦点を当てて行うに当たり、とさでん交通、それから土佐くろしお鉄道、それぞれに改めてそういった検討をなもう1回、物流事業者と話をさせていただいたらどうかと提案をさせていただいておまして、そちらのほうはこの検討と並行して民衆の主体で検討がされると。今のところ県が直接何かというようなことではございませんけれども、今後、民衆の話の中でひょっとしたらまた県が何らかの関与を要請されて、一定考えていくことがあるかもしれませんけれども、現在、そちらは民間で検討いただいて、私も中山間地域をターゲットにして検討していこうと考えています。

◎田中副委員長 今、民衆という話がございましたが、今後こういう中山間地域を考えられて並行して、ちょっと距離は長くなりますが、そういった部分も同じく検討していただければ、もっと幅も広がるのではないかなと思いますので、ぜひそういった方向で検討も進めていただきたいと要請をしておきます。

◎米田委員 貨客混載のポンチ図で、集落活動センターが各戸へ持っていく場合、普通の乗用車でできるんですかね。

◎大崎中山間地域対策課長 集落活動センターへ持っていくということでしょうか。

◎米田委員 宅急便が集落活動センターへ持ってきて、そこから先の各戸への配送については、集落活動センターへ来ゆう人の自家用車で運ぶことができるんですか。

◎大崎中山間地域対策課長 自家用車の有償運送という許可を得た場合には、それができるという意味です。

◎米田委員 そしたら人じゃなくて荷物、貨物も積めて料金をもらうことができる。

◎大崎中山間地域対策課長 そうです。許可を受けてということになります。

◎米田委員 この検証する4つのエリアはどこですか。

◎大崎中山間地域対策課長 それについては、今回の予算の議決をいただいて、また市町村にも話していくようになりますので、まだ、これから検討していくことになります。

◎米田委員 民間業者はそういう仕組みづくりをやるところやから、この検討委託料はどっかの集落活動センターに依頼するとかそういうがじゃないがよね。

◎大崎中山間地域対策課長 そうではなくて、交通計画とかを策定しているようなコンサルタント会社に委託するという意味です。

◎米田委員 この事業が進んだ場合、集落活動センターが事業をやったら一番いいけども、ないところもたくさんあるわけで、これから仮に運営するとなったときに、ソフト対策も要りますよね。高齢者の人がいろいろお世話をせんといかんわけで、そこら辺の補助制度の仕組みづくりはでき上がっているんですか。

◎大崎中山間地域対策課長 現在も移動手段の確保対策で仕組みづくりの調査費も補助対象に入れておりますので、人を積むということであればそういった補助制度も使える形になっております。

◎米田委員 人はわかりました。物とかもできるんですかね。

◎大崎中山間地域対策課長 人、物を一緒に運ぶ場合も当然できます。

◎依光委員長 私も貨客混載のところですけど、自分の理解ではタクシー業者とかの経営を助けれるような非常に有効な手段やと思います。そのときに今いるメンバーの中で考えていってもなかなか先がってという話もあるので、今、人材確保センターみたいな外部とのつながりも含めて、観光とつながるのか、いろいろなものをつなげていって利益がうまく出て、それで存続し続けることが、多分求められると思うので、そういう意味でいくと、これから検討会を立ち上げて実証実験と進んでいくわけですけど、これでいけるという可能性が出る形にせんと、何か10年間はこれで何とかいくなよというふうな見通しやったらちょっと寂しいなと思うんですけど、いろいろと検討することもあるかと思うんですが、予算自体が少ないようにも感じるんですけど、その辺いかがでしょうか。

◎大崎中山間地域対策課長 おっしゃられますように、サービスの維持、持続性というのは一番大事なところだと思います。ただ今回は検討会の補助経費みたいな形になりますので、そこは検討会の開催的な経費という位置づけにしておりますので、これぐらいの金額で十分検討ができるものと考えております。

◎依光委員長 私の意見としては非常に重要であり、コンサルタント会社ということなので、値段によっていい案が出てくるのかどうかかわからんですけど、必要な分はぜひ気合いを入れてやっていただきたいと思います。

◎依光委員長 以上で、質疑を終わります。

#### 〈鳥獣対策課〉

◎依光委員長 次に、鳥獣対策課の説明を求めます。

◎三木鳥獣対策課長 鳥獣対策課課長の三木です。

補正予算案について、お手元の議案説明書②の24ページをお開きください。今回補正をお願いいたします鳥獣対策費の中山間地域所得向上支援事業費補助金2,500万円について説明させていただきます。

内容は、委員会資料で説明させていただきますので、お手元の産業振興土木委員会資料の赤のインデックス、鳥獣対策課、3ページをお開きください。この事業は、国の平成28年度第2次補正予算で新設された事業に対応して創設した補助金で、事業概要に記載してありますように、中山間地域において、収益性の高い農産物の生産・販売等により所得向上を図るために市町村が策定する計画に基づいて取り組む基盤整備や施設整備など総合的に支援するものです。

初めに、事業全体における当課の所管の部分の位置づけについて説明させていただきます。4ページ、上の緑の枠にありますように、中山間地域において所得向上を目指す「中山間地域所得向上計画」の策定を前提として、下の3つの枠にお示ししている基盤整備や

施設整備等を総合的に支援していこうとするものであり、今回の当課の補正予算は、右の枠にある鳥獣被害防止施設の整備の部分です。

3 ページにお戻りください。事業内容ですが、補助対象は、費用対効果が1以上であることや、受益戸数が3戸以上であることなどの要件を満たす防護柵などの鳥獣被害防止施設で、補助率は資材費のみの定額補助で、財源は全て国費となっております。事業の予定箇所等は、3の表にありますように、四万十市の大川筋・後川・中筋・東中筋地区で金網柵を1万2,500メートル設置するものでございます。なお、下に参考として記載しておりますように、本事業は昨年度から国の募集の都度、市町村に照会し、要望のあった計画について補正予算を組ませていただいた事業ですが、今年度に入ってさらに国の追加募集がありましたので、それを活用するものです。説明は以上です。

◎依光委員長 質疑を行います。

◎金岡委員 こういう事業は非常に有効であるのは間違いないですが、虫送りの行事みたいなもので、「悪い虫は西へ行け」と。金網で囲ったら西へ行ったり、東へ行ったり。次の集落でこんなまた悪さをするという状況になっております。そこら辺をどういうふうに対策していくのか。

◎三木鳥獣対策課長 こちらの集落を囲ったらこちらへは入れませんので横の集落へ行くということになります。それについては、各地域で市町村の協議会がありますので、そこで集落間の連携をとって、それで事業を実施してこの集落の次はこの集落とか、調整していくようにしたいと思います。例えば本山町でしたら、こちらの古田集落を囲ってそれで次の横の集落、吉延。古田で効果があったもので、次の吉延。吉延は吉延でそしたらやろうかということでも囲っていったらだんだん広がっていった例がありますので、そのように広げていったら市町村として全体に防除が広がると思われま。

◎金岡委員 確かに、そういうことで広げて全体を囲えればまず間違いなくいいわけですが、まだそこまではいきませんので、例えば、嶺北全体を囲うと。そこまでいきません。現実には、隣接する集落へイノシシが出始めたこともございますので、これと並行してやはり駆除を徹底的にやっつかざるを得んのかなと思います。

もう1点。金網結構なんですけど、今、非常に目立ってふえているのが猿でございます。猿の場合はほぼ効果がないと言えるわけですが、そのところの対策についてはどのようにお考えでしょうか。

◎三木鳥獣対策課長 猿については、委員のおっしゃるとおり、防護柵で防ぐことは非常に難しいと思います。やっぱり駆除のほうが効果的ですが、防護と駆除の総合的な対策が必要ということ。あと、現在、猿については、普通は銃猟とかで駆除するんですが、昨年、猿の大型捕獲おりというもので実験事業をやりました。5メートル、8メートルくらいの大型の囲いワナで猿が入ったら出られないという地獄おりみたいなものですけど、



それを設置して、四万十市ですけど、昨年度やって実績もある程度上げております。それについては、今年度、県単独の補助金で組みました。それと、国の事業はもともとあったんですが、国の事業、県の事業で推進していきまして、今年度は国の事業で大豊町と大月町に設置する計画があります。ちなみに大豊町は、前年度9月の終わりに設置され、今現在、餌づけ中だということなので。場所はまだ確認してないです。あと、大月町は、まだこれからということになっております。

◎**金岡委員** ことしになって各集落で猿が出たという話が随分多くありました。今までは人がおりましたのでなかなか猿も来にくかったんですが、今、それぞれの集落に人が減りまして、町筋に近いところまで出没するようになりました。ですから、そのところの対策もぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

◎**田中副委員長** 先ほどの金岡委員との議論をお聞きしていてちょっと感じたんですが、今の課長の説明であれば市町村が挙げてきたところに交付していく手挙げ方式でやっていると思うんですが、鳥獣対策課として、鳥獣被害に対して一定の戦略を持って対策をやっていたかとは思いますが、確かに猿の問題とか新たな鳥獣対策もふえてきてるんですけど、もうちょっと緻密なといいますか、戦略を持ってやっていかないと、もちろん財源のこともあろうかと思ひますけれども、いつまでたってもなかなかいい方向に向かんのじゃないかなと思うんですけど、そこら辺いかがですか。

◎**三木鳥獣対策課長** まず当課で現在取り組んでいる内容なんですが、まず防除ということで以前調査したときに、県内およそ1,000集落が鳥獣被害が非常に深刻だという結果が出ました。それを受け平成27年に3年間で、1,000集落のうちの半分の500集落の被害をなくそうということで、今現在取り組んでいるところです。それで、各年に支援集落というものを設けまして、例えば平成27年でしたら175集落とか、平成28年でしたら183集落を設置しまして、それで鳥獣被害対策専門員を今現在16名各JAに配置しております。その16名の方が各支援集落を中心に入って行って、集落会をやって、この集落でどういう被害対策をしようとか、合意を得て、防護柵をどう張っていかうとか話し合っけて防護をやっていくことで、とりあえず合意する集落の数をふやして行って集落ごとに被害対策をやっていく。防除になりましたら、まずはどうしても個々でやるより集落全体でやるべきだと思いますので、そういう集落を巻き込んで全体でやるという。それを2カ年やりまして、今現在294の集落で合意を得て何らかの被害対策をやっています。それで、今年度は230集落を対象にしまして、目標が500集落ですので、206集落が合意形成されて何らかの被害対策をやって被害をなくそうと考えております。

◎**田中副委員長** その2カ年である程度進んできていると思うんですけど、新たな被害もまた出てきていると思うんですね。そういったときに、鳥獣の種類とかそういう新たなものも出てきているし、これなかなかイタチごっことかいうか、難しい問題なんですし

ょうけど、先ほど議論があったように、ここを囲えばあっちへ行ってしまうという議論もありますし、これを完全になくすことは難しいかもしれませんが、全体的に見ておさまるような方法を。そのためには先ほど課長から御説明がありましたように、地域地域でそれぞれの実情もあるでしょうから、そこの課題を解決していかないかんでしょうけど、全体で広がり抑制できるような取り組みをぜひしていただきたいと思います。

◎依光委員長 質疑を終わります。

以上で、中山間振興・交通部を終わります。

#### 《観光振興部》

◎依光委員長 次に、観光振興部について行います。

最初に、部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎伊藤観光振興部長 それでは、議案について御説明をさせていただきます。

右上に①とございます平成 29 年 9 月補正予算の議案書の 3 ページをお開きください。観光振興部では、一般会計補正予算として、表の左側の中ほど少し下の、8 番観光振興費に 1,357 万 6,000 円の増額補正をお願いをしています。

5 ページをお願いします。また、増額補正に加えて、債務負担行為の追加として、上から 4 つ目の、志国高知幕末維新博推進事業費補助金として、2,738 万 5,000 円をお願いしています。

次に、右上に②とある議案説明書の 33 ページをお開きください。補正予算の総括表となっています。増額補正は、国際観光課で、重点市場として位置づけてます台湾を中心とした取り組みを強化することとして、特に個人旅行者をターゲットとした誘客促進や情報発信を行うとともに、マーケティング調査を実施して今後の事業展開に活用するものです。

34 ページをお願いします。もう一つの債務負担行為の追加については、観光政策課において、来年 4 月 21 日に予定をしております志国高知幕末維新博の第二幕の開幕セレモニーなどの開催に係る経費の債務負担行為予算をお願いするものです。

続いて、③の条例その他議案の 6 ページをお願いします。観光振興部からは、高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案を提出させていただいております。これは、観光政策課において所管しています通訳案内士法及び旅行業法の改正に伴うものです。

それぞれの詳細は担当課長から説明をさせていただきます。私からは以上です。

◎依光委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

#### 〈観光政策課〉

◎依光委員長 初めに、観光政策課の説明を求めます。

◎三浦観光政策課長 観光政策課長の三浦です。

まずは、9 月補正予算から御説明させていただきます。議案説明書の 34 ページは、部長

の説明と重複しますので省略させていただきます。別途お配りしてあります議案参考資料の赤のインデックスで、観光政策課と記載された箇所の1ページをお願いします。

資料の左上の欄、こちらは、第二幕の展開図となります。展開図の左側、中段の第一幕では、大政奉還から150年、一つの軸として「新国家」の龍馬書簡を活用した全国的な話題づくりなどに取り組んでいるところですが、9月24日には、会場全体の入館者数が100万人を超えるなど、順調に推移をしているところです。この勢いをさらに伸ばしていくためにも第二幕においては、博覧会の開催が2年間という中で、第一幕から連続したストーリーづくりが重要となってくると考えています。

このため、第二幕は、展開図に示しておりますように、第一幕の囲みを大きく包み込むように幕末期から明治期まで取り上げるコンテンツの幅を広げながら展開し、この中でも全国的に話題となった「新国家」については、第二幕では「～新国家の夢は自由の國へ～」とテーマ立てて取り組んでまいりたいと考えております。主立ったコンテンツは「こと」・「ひと」・「もの」で整理をしていますが、県立坂本龍馬記念館や、大河ドラマ「西郷どん」など、新たな要素も加えながらプロモーションに取り組んでまいります。また、県内の児童や生徒、学生にも、各会場における歴史的・文化的に価値のある展示資料などを通じまして、郷土への愛着と誇りを深めていただきたいと考えておりますことから、左端の教育・学びといった要素も取り入れていくこととしています。

今回の補正は、この第二幕の開幕セレモニーに係る経費等をお願いするものでして、左下の欄に記載しております開催の趣旨や目指す効果を踏まえて取り組んでまいります。

開催概要については右上の欄をお願いします。開催日は来年の4月21日で、開催場所は坂本龍馬記念館の南側や桂浜公園内を想定をしているところです。参加者については記載のとおりですが、委員の皆様には改めてお声がけさせていただきますので、ぜひとも御参加のほどよろしくをお願いします。セレモニーとイベントの開催に当たりましては、桂浜といったロケーションを生かしてまいりたいと考えておりますし、イベントにおいてはできる限り県内各地の地域色を出していきたいと考えているところです。また、(5)と(6)にございますように、情報発信や旅行商品の造成に向けて、開幕日の3日前からは、国内外の旅行会社やメディアの皆様をお招きし、内覧会や商談会などを開催することを予定しております。これらに係る経費として、右下の欄に記載してありますように、総額2,738万5,000円の債務負担をお願いするものです。

なお、この補助金は、高知県の代理人と補助先の代理人がいずれも知事である。民法第108条本文で制限をされております、いわゆる双方代理の関係に当たりますことから、これまでと同様に、民法第108条、ただし書きの規定を踏まえた議会によるあらかじめの許諾もいただきたいと考えておりますのでよろしくをお願いします。

続きまして、条例議案について御説明させていただきます。先ほど部長が説明いたしま

した、右上に③と記載された条例その他議案の6ページになります。重複いたしますが、第5号の高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案のうち、通訳案内士法と旅行業法関係の改正について、通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律の施行に伴い、提出をさせていただいております。

改正内容については、先ほどの議案参考資料で、観光政策課と記載された箇所の2ページをお願いします。上から2段目に記載をしておりますように、通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律の施行は、来年の1月4日となっております。まずはその下の欄の通訳案内士法の改正について御説明させていただきます。

このたびの改正内容は大きく3点です。1点目は、①にございますように、「通訳案内士」という名称が「全国通訳案内士」へと変更になること。2点目は、これまで通訳案内士の資格を有する者のみなりわいを行える「業務独占制」であったものが、改正以降は、「名称独占制」に変更されること。3点目は、地域通訳案内士制度が創設されることです。なお、この地域通訳案内士制度については、今後、国から指針が示された後に各自治体が対応していくこととなっております。これら3点のうち、今回の条例改正につきましては①を受けまして、右側の欄にございますように、県の手数料徴収条例における名称変更を行うものでございます。

旅行業法の改正については、左側中段の欄、枠内の2段目に赤色で記載をしておりますように、旅行サービス手配業の登録制度の新設です。

旅行サービス手配業の流れは、旅行者からの依頼によって交通機関や宿泊などの手配を行うもので、依頼内容の書面での交付や都道府県への登録が義務づけられることとなります。これを受けまして、右側の欄にあるように、県の手数料徴収条例において、旅行サービス手配業の新規登録手数料1万5,000円を新設するものです。

9月補正予算と条例議案の説明は以上となります。

◎依光委員長 質疑を行います。

◎米田委員 今までもこういう旅行サービス手配業者はおいでたんですかね。それと、何か僕ら素人からしたら旅行者が全部やってくれているイメージがあるので、トラブルが起こったり、あるいは旅行者の人の経費がかさばるとかいう、そういうマイナス面はないんですかね。

◎三浦観光政策課長 旅行商品そのものについては旅行会社が考えることだと思いますので、その設定は旅行会社にお任せすることになります。ただ、これまでにあったのかなかったのかというのは、国が各県の日本旅行業協会とかに照会をかけて、今現在はもともと旅行者、第1種から地域限定旅行者まで、こういったところが携わっているところが6社ぐらいです。今回のように登録制ができるまででしたので、別に登録はなくてもできるということをやっていたところがどうも2社ぐらいあるのではなかろうかというところ

でございます。

トラブルその他については、我々としては知り得ないところです。

◎米田委員 わざわざこういう業を正式の法に基づいてやらないかんのか。いまいちようわからんのですが、旅行社からしたらそのうち範囲やないものがあったりするわけで。国が法律つくったんですが、もともとの狙いとメリットはどこにあるんですかね。

◎三浦観光政策課長 旅行商品をつくるときに、結局、手配をするところ自体が、何も制度がない中で、どういった形で旅行者と手配業者がやりとりをしていたのかというところがあって、そこが旅行者から依頼を受けて旅行サービス手配業そのものとの間でトラブルがあったことがどうもあるのではないかと。そういったところから旅行者から旅行サービス手配業者との間、依頼の内容をこれまで口頭でも構わなかったものを書面でしっかりと双方でやりとりしましょうということです。それで、バス会社、ホテルとの間でのトラブルなんかもなくしていくために、その手配内容というのを記載した書面の交付ということが義務づけられておりますので、そういったところが今回の法律制定になっているのではないかなと考えています。

◎金岡委員 この地域通訳案内士制度。これからということですが、わかっている範囲で説明願えますか。

◎三浦観光政策課長 地域通訳案内士は、まだ国から指針が示されていないので細かな内容はわからないんですが、基本的には全国通訳案内士が行っている業と内容的には変わらない。あくまでも全国的に展開できるのか。エリアを決めた高知県内でできるのかという違いだけしか今の段階ではわかってないです。

◎金岡委員 いわゆる資格試験はどんなになるんでしょう。通訳案内士の試験と同様のものを受けて合格せんとできんということなんでしょうか。

◎三浦観光政策課長 地域通訳案内士制度については、研修という制度ですね。どちらかという、今回の通訳案内士法は多くの人をふやしましょうという概念ですので、そういった観点からいうと、通訳案内士制度そのものについては研修をしっかりとやっていく。人材の育成という観点がありますので研修を受けていただく形になります。

◎金岡委員 そしたら、研修を受ければ資格が付与されるという、限定されたもので付与されることでしょうか。

◎三浦観光政策課長 基本的にはそういう形になっています。

◎依光委員長 質疑を終わります。

#### 〈国際観光課〉

◎依光委員長 次に、国際観光課の説明を求めます。

◎小西国際観光課長 国際観光課の小西です。

それでは、国際観光課の9月補正予算案について御説明いたします。右上に②とありま

す補正予算の議案説明書の 33 ページをお願いします。部長からも御説明したとおり、国際観光課からお願いしています補正額は総額で 1,357 万 6,000 円です。

35 ページをお願いします。表の右側の説明欄、1 国際観光推進事業費の観光客誘致促進事業委託料としまして 1,040 万 7,000 円。事務費として 316 万 9,000 円をお願いするものです。

詳細は、お手元の議案参考資料の国際観光課のインデックスがついたページをお願いします。まず、台湾からの旅行者の旅行形態の変化という現状の部分ですが、台湾からの訪日旅行者の推移が右上段のグラフにありますように、団体旅行者よりも個人旅行者の比率が年々高まってきております。これは台湾だけではなく、香港、シンガポール、欧米も含めまして、個人旅行者の比率が高くなっている現状です。また、台湾をターゲットとした本県の取り組みで、平成 29 年度、旅行博・商談会等への参加を初め、旅行会社へのセールス、それから月刊旅行雑誌等での情報発信を行っております。今後は個人旅行者向けの事業展開を強化していきたいと考えているところです。

そのため、今回の補正においては、下段の左側、①で台湾個人旅行者周遊促進キャンペーン及びマーケティング調査、そういったことを実施することとしております。内容については、まず一つ、ネット系旅行会社を通じた個人旅行の誘客キャンペーンの実施。それともう一つが、県内の観光施設とか、MY遊バスでありますとか、しまんとあしずり号など二次交通の割引特典のついた周遊優待カードの発行、配布を行い、県内での周遊を促進をするとともに、あわせまして、それぞれでアンケート調査を実施し、マーケティング調査を行っていききたいと考えております。あわせて、②認知度向上のための情報キャンペーンの告知を、台湾のテレビ番組とか月刊旅行雑誌において、観光情報の発信とともにキャンペーンの告知を行うこととしております。テレビ番組の放送時には、視聴者アンケートもあわせて実施をしていききたいと考えております。さらに、③でございますが、旅行会社やメディアへ新たな魅力を紹介する視察ツアーを実施し、個人型商品の造成の促進でありますとか、情報の発信を図り、個人旅行者の誘客促進を強化していきたいと考えています。

以上で、説明を終わります。

◎依光委員長 質疑を行います。

◎浜田（英）委員 丸虎国際顧問の歐さんから「ブラタモリやってるよ」とフェイスブックへ書き込みがありましてね。「ああ、すごいな」と思ったのは、やっぱり台湾も結構衛星放送で日本と同時で見れるんですね。これをうまく活用すべきじゃないかなと。BSへ高知県の独自で番組をコンテンツを載せるのは、かなりの費用もかかるかもわからんけども、効果はかなりあるんじゃないかと思っています。ブラタモリのこの間の高知のものが台湾ですぐネットでフェイスブックへやってくれるいうたら、うれしい思いがしましてね。ぜひそんなことも考えてみたらどうかと思っています。

それと、中芸の日本遺産。あれがちょうど、台湾で一番高い山は玉山という新高山でしたかね。「ニイタカヤマノボレ」の新高山。その玉山よりちょっと南西になるんですかね。

それから阿里山。阿里山森林鉄道ですね。これが世界の3本の指に入る、森林鉄道の観光では有名なところでして、ぜひともここと姉妹提携のような形が将来できていくなれば、台湾からも随分また人も来てもらえるんじゃないかなと思っています。

それと、私も台湾は2回ぐらいしか行ったことないんですが、いつも仕事で行くもんですから、観光地をみる間もなかったんですが、いろんな魅力があるところいっぱいありますので、来てもらうことばかりやなくてこっちからも行くとまた向こうも来るんじゃないかと、そんな思いもしますので、観光はやっぱり双方向に行って、また交流がふえることによって、人と人のつながりもできるし、いろんな期待が持てて、地産外商にもつながる可能性もあるんで、御努力いただきたいと思います。阿里山の情報もできたら。自分でもネットでぐらいいろいろ情報を得ることできんですが、橋本委員は阿里山はもう二、三回行ってますので、彼からもお話を聞いて。ですからこの間のシンポジウムでも、協議会の中で全員が行くのは無理ですけども、やっぱり *Seeing is believing* でやっぱり見てこないかんと思うんです。見て、阿里山のエッセンスを吸収して、それをうまくそしゃくして、中芸の日本遺産の観光につなげていくようにしたいと思っていますので、ぜひともそんな視点で応援をいただきたいと思っています。

◎橋本委員 委員会でも台湾に視察に行つて、JTBの支社長なんかの話を聞かせていただきました。今回の質問戦の中にも、浜田豪太議員から出てましたけれども、要は高知龍馬空港で一応年間140万人ぐらいが利用しているとお聞きをしました。その中で、台湾の方つて飛行機でどれぐらい来ているんだらうというのがあります。高知龍馬空港とつながっているのは羽田空港と伊丹空港と名古屋小牧空港と福岡空港ですよ。我々は外国に行くときには関西国際空港や成田国際空港を使つたりしてるんですが、そこ高知龍馬空港は直結してないんです。だから、資料の①②③という形で、非常に高知を売ることに集中してるんですけども、じゃあ高知を売つた後に、その方が来たいと思つたときに、ゲートをどうするんだという問題が残っているんです。いつも皆さんが言うのは「高知はいよいよ遠いね」と言うわけですよ。幾らよくても限られた時間の中でそれを消化しようと思つたら、ゲートをきちつとしてないと伸びてこないんじゃないかと私は思つてるので、しつかりその取り組みができてるのか。いつもLCCのことを聞けば、結局今やってるんだという話で、じゃあ具体的にどういふことを示して、どうやってるんだということが実際ないわけですね。だから、ある一定の形を、ゲートをどうするかをまず考える。空から来るというのは、外国人の方は、特に限られた時間ですので、ゲートをできるだけ使いやすいような状態にしてあげないとなかなか伸びてこないんじゃないかと。この「魅力を発信」というのは物すごくやってるんですね。台湾に行くと60%の方が日本が大好きなんで日本

へ行きたいと。所得格差は日本と台湾とあるんだけど、とにかく日本へ行きたい。今はもう東京、大阪、京都より、ほかのローカルなところに行きたいという思いを非常に感じるんですが、でもローカルなところに行くためには、そのローカルのゲートをきちっとすることがまず大事で、そこをもう少し考えていただければありがたいと思います。

◎小西国際観光課長 台湾からのお客様の入り方については、今現在、私どものほうでかちとした数字は把握できておりません。ただ、旅行会社を通じた旅行商品に申し込みをされて、団体の形で高知に入ってきておる方が大多数になっておると思っております。それで、その旅行商品が4泊5日というのが大体の定番になってまして、四国を周遊していく商品が多く造成をされております。発着の空港については、現在は高松空港に台北からの直行便が週6便就航してますので、高松空港を利用して四国を周遊するツアーの商品が多くなっておるといことと、もう一つは高松空港以外でいきますと、例えば広島空港から松山空港のほうに入って周遊するツアーというのも見受けられております。それから、個人のお客様については、関西国際空港を利用されるお客様もいらっしゃると思われ、高知龍馬空港に羽田空港経由のお客様も多少はいらっしゃるのかなと思っております。いずれにしましても、ゲートは現在、団体のツアー客については、高松空港が主流だと思いますので、高松空港からどう四国を周遊していただくかが一番大きな視点になると思いますので、香川県と一緒に、例えば台湾で商談会をしたり、雑誌に掲載をしたりとかいった事業も今年度展開していく予定にしておるところです。

◎橋本委員 ゲートをどうするかは、いろんな課題が多分あるんだろうと思っております。当然、浜田豪太議員から本会議の一問一答の中で、「LCCができるだけ高知龍馬空港に就航してもらうための努力をしてください」というお話がありました。もっともなことだろうと思っております。今話を聞いてると、要はまだ団体客に特化したような話しかしてないんですよね。そうじゃなくて、今現実には台湾からの個人客って団体客上回ってるわけですよ。だから個人客を、きちっと高知に来ていただく戦略がないと、団体ばかりやっていると、基本的には非常におくれた形の戦略にしかないのではないかと、課長の説明聞いてて思いましたので、きちとした取り組みをしていただければありがたいです。

◎小西国際観光課長 先ほどは、団体を中心ということで御説明をしましたが、今回の補正予算では、個人のお客様が恐らく旅行会社を通じずにネットを通じて予約、手配をして、それからJRで回るとかレンタカーで回るお客様がふえてくること予想されますので、そういったお客様に対して高知をPRするとともに、高知を選んでいただけるような形でネット系の旅行会社を通じたキャンペーンを行うとか、あと、そのお客様の動向をしっかりと把握して次の施策へつなげていくようにアンケート調査などもとって、次の施策へ、対個人旅行者向けの施策に生かしていきたいと考えております。

◎橋本委員 浜田委員からも前段で話がありましたが、インバウンドについて、当然、政



策的には県民の理解を得られる、富を落としていただくためのインバウンドというのは理解もしやすいし当たり前の形だと思います。でも行かなければ来てくれない一つの形があります。この間、JTBの支社長に聞いたときに、要はもう限界に来ていているという状況もお聞きをしました。精神的にも感情論として出てくる。「こっちから行くばかりやんか。向こうから来てくれんやん」ということが言われている。それが感情的にもなっているという話も聞きましたので、そのことも上手にマッチングをさせていかなければならないのかなと私は思っています、ただ、トータルで考えると、要は台湾から来る旅客機の席数はかなり減ってるのは事実みたいです。多分、旅客機が小さくなって、LCCの台頭があって、かなりトータルとして減っていますので、それをもう少し広げていくという工夫もしなければならぬのかなとちょっと思っていますので、その辺、インバウンドだけではなくアウトバウンドもしっかりやらなければ、理解も得られないところは確かにあると思います。

◎**浜田（英）委員** LCCの件ですけど、来てもらうだけじゃなくこっちから送る人も構えないかんですので、その点は橋本委員が言うたとおりにんですが。それと、4年前、香川県の議長ともお話したんですけども、LCCを就航させるためにかなり県が補助金を出します。香川県がLCCを就航させるに県がどれぐらいお金を費やしたか一遍調べてみてくれませんか。それで、過去4年前と今とはどうなのか、それをちょっとお調べいただいたらいいと思います。

◎**金岡委員** 私、東京、大阪へ行くときもJR使っていくんですが、大歩危で特急に乗りかえるんですね。そこで小1時間待ってますと、そこへおりるのはほとんど外国人客ですね。先日も台湾からの2人連れの女性もおりました。もちろん話もできないんですが、そこで思ったのはこの人はどうやってここへ来たんだろうと。先ほどもお話がありましたが、高松空港へおりて、どうやってこの特急に乗って大歩危まで来たのかな、このあとどこへ行くのかな、皆目わからんですね。私が台湾からの旅行客としてもかなり迷うと思うんですよ。高松空港でおりて、例えばJRに乗って高知まで来ると考えると。そこら辺をスムーズに来れるような案内も必要なんじゃないかと。松山空港にしても同じですね。そういうことをやらないと、今申し上げたとおり、大歩危でおりられて祖谷へ行って帰られたらもう高知へ来ないですね。一部は大豊で民泊をしてる方もいらっしゃいます。ですから、そういう方もどうやってたどり着いたんだろうと思うわけです。できたら空港からスムーズに「こう乗り継いで、ここへ来たらこう来れますよ」ということを案内するとか、あるいはスムーズに行ける交通機関の手配をするとか、何かしらのことをしていかなければならないんじゃないかと思いますが、果たして現状とその対策はあるんでしょうか。

◎**小西国際観光課長** スムーズに動けるような情報提供は必要だと考えています。今、四国でいきますと個人のお客様、JR ALL SHIKOKU Rail Pass という四国内の鉄道が乗りお

りできるパスを利用して動かされてるお客様が多くいらっしゃいまして、広報の部分は四国4県が一緒になって取り組んでおり、まずは高松空港から高松駅に行ってそこでチケットを購入して、それから四国内を周遊する御案内はできておるところです。ただ、高松空港から直接高知へ来るとなったときの場合、高速バスを使うとか、そういったときの乗りかえとかいう部分は一つ課題だと考えていますので、高知へスムーズに入ってこれる方法をネット等でお示ししていきたいと考えています。

◎田中副委員長 私も台湾の現地へお伺いして話を伺ったんですけど、四国内では高松空港だけで、JALのコードシェア便の中華航空チャイナエアラインの就航になってるんですよ。全国的に見れば日本各地の空港の発着便が非常に少なくなったと思います。もう航空会社は冷ややかで、往復で乗らないともたないということで、すぐに撤退することもあります。そんな中で、香川県と連携してこれから商談会も一緒にやったりすると思うんですけど、今話のあった関西国際空港であったりとか、他のことも考えないと、いざ高松空港の発着がなくなったときに高知へどう呼び込むかも考えて広域的に戦略を持たんといかんとしますので、これ交通運輸政策課だと思うんですけど、搭乗率等も調べたら今の状況、四国1カ所、前は松山空港あったと思うんですよ。それがなくなって1本になりますので、高松空港の台湾からの搭乗率も調べてみるべきだと思いますし、もう一つは今回も戦略として、来てくださいというインバウンドの戦略だと思うんですけど、思い切って高知県から台湾へ行くアウトバウンドの戦略も考えてもいいのかなど。逆にそこを打っていくことも戦略の一つと考えていくことも大事だと思いましたので、ぜひ検討していただきたい。

◎小西国際観光課長 高松空港以外の空港からの入りという部分も、そこは広い視点を持って入り口は大きく持つておく必要があると思いますので、関西国際空港とか、広島空港、そういったところの発着便からの入り込みも想定しながら広報も考えていきたいと思えます。それから、高松空港のチャイナエアラインの搭乗率ですが、正式には発表されたものではないんですが、ほぼ8割とか85%から90%の搭乗率で動いておるという話も聞いております。それから、アウトバウンドについて、こっちから行く部分も必要なことだと。「2017日台観光サミット in 四国」が5月に行われたときも、台湾側は日本から来てほしいというお話もあって、大きなテーマになっておると認識をしております。我々も交流も含めたプロモーションということで新竹県や台湾のランタン祭りにもよさこいを派遣したりとか、プロモーションを兼ねて、そういった現地へ赴くこともやっておりますので、そういったことも続けながら、おっしゃるようにこっちから行くことも視点は持ちつつ、来てほしいとお願いもしていくことで取り組んでいきたいと思っています。

◎米田委員 現状は台湾旅行者が団体で何組か来ゆうということですけど、今のベース、土台がよくわからんのですが、この取り組みは強化して、ここまで行ったよと事業の効果

をどう推しはかろうとしてるのか。高知へ来る人数がよくわからんので人数だけでははかれんけど、そこら辺はどんなふうを考えてますか。

◎小西国際観光課長 効果の部分は、現在は観光庁の統計の延べ宿泊者数が国別に統計をとっておりますので、そこを一つの基準として取り組んでおるところです。

◎米田委員 そしたら、本県へどこの国の人が何人泊まったかはわかりますか。

◎小西国際観光課長 統計上、10人以上の従業員がいる施設の合計という部分で、国別の数字が公表をされておりますので、その数字をもって対前年度よりふえたとか減ったという検証はできております。

◎米田委員 そしたら今、台湾の旅行者の方は、本県の場合は、何泊とかの数字はどうなっていますか。

◎小西国際観光課長 平成28年の実績で、台湾からの延べ宿泊者数が1万7,350人泊、それから2番目に多いところが香港で1万1,490人泊。今の数字は、10人以上の従業員のいる旅館・ホテルの宿泊者の計になっておりますので、平成28年の合計、総トータルの数字は7万5,400人泊という統計になっております。

◎米田委員 外国人のトータルが7万5,000人泊ですか。

◎小西国際観光課長 そうです。それで10人以上の施設で台湾の方が1万7,350人泊ですので、10人未満の施設がここはわかってないんですが、10人未満を含めて全体でいきますと1万7,350人泊よりは多い数字になっていると思います。

◎米田委員 行政として頑張ってやって、こういう成果、インバウンドがあったことも力にしたいわけで、それからすると、これから1万7,000人泊についてどれぐらい引き上げようかという目標はあるんですかね。

◎小西国際観光課長 全体の数字で7万5,400人泊というところのこの数字は、全体の目標で、産業振興計画の中では平成28年は、7万6,000人泊を目標としております。それから平成29年は、産業振興計画の中では9万2,000人泊を目標設定させていただいております。

◎米田委員 国別でどうこうはないですけど、観光客も貿易もお互いが利益にもなり交流もできるのがベストなわけで。この前の台湾視察で、日本の法人の支社長の方で、現地の台湾の大学でも講師をされてて、歴史に物すごい知見のある人で、その人も結局日本からは1億2,000万人のうち百万人しか台湾へ行ってない。台湾は2,300万人しかいないのに415万人ぐらいが日本に来てるわけですよ。しかも、最近言われてるように個人旅行がふえてリピーターがふえちゅうと。10回ぐらい来る人もおるということで、だから今、東京とか京都とかのブームが終わって、地方を訪れる台湾の人々がたくさんいて。台湾の旅行社の人も、一つの県を紹介するのも大事ですけど、四国の場合は4県でどう商品紹介とか、地域の全体の売り出しをするかが非常に大事ですよという話をされました。確か

に空港も高松空港しか発着してないこともあるけど、台湾の人からしても四国がどういうところかPRすることも大事だし、四国での商品という考え方もしていけないと、台湾の人がこういうところへは目を向けてくれんじゃないかなと思います。現地の支社長の方が言っていましたけどある県では高校生の修学旅行生が台湾へ行ったりしてるわけですね。その場合に、県がパスポートを取る補助をしゅうという、びっくりもしたんですけども、それがいいかどうかは別にして、そういう思い切った手だても取られている県もありますから、いろんなことを含めてぜひ検討してもらいたいと思います。特に何で台湾の人が日本に来るか、円安とかもあって来られるろうということと、特に台湾の人々は日本が50年間植民地でやってましたけど、どっちかというところだと反中親日で日本に対する愛着があって、今のお父さんとおじいちゃん、子供の時代は非常に強いですよ。そういうことも生かした上でのやっぱり海外との交流というのが非常に大事です。国際観光課も、とにかく人を向こうから連れてこようだけではなくて、向こうの国柄も知り学びながらこちらも行けるし、こういう行き来をどうしていくかという、トータルでしていけないと国際観光はなかなか進んでいかんんじゃないかなと思うんですが、そこら辺どうでしょうかね。

◎小西国際観光課長 こっちから来てくださればかりではなかなか壁も出てくると思いますので、先ほども申し上げましたけど、交流という視点も持ちながら、そしてほかの課とも連携しながら、物販でありますとか、国際交流とも連携をしながら事業を展開して、こっちからも向こうに人が行く、それからそれ以上にまた来てもらうという視点を持ってプロモーションのほう取り組んでいきたいと思います。

◎依光委員長 最後に私から要請を。台湾に視察ということで、海外視察が全国的にも厳しい目を向けられる中、我々行かせていただいて本当に台湾のファンになって帰ってきたと。米田委員からは本当に心強いお話もありましたが、台湾統治時代が否定的なイメージで教育の世界でもあって、なかなか台湾の歴史ということを学んだこともないし、自分がポイントだと思ったのは、大歩危へ、何で台湾人が不便なのに行ってるかというところで、自分まだ行ってないんですけど、そこでは台湾の方に対して物すごい台湾人としてのおもてなしができていたと。外国人観光客と一くりにしてはいけないということを改めて思わせていただいたところです。だから、こちら側がおもてなしする側として、台湾の歴史、中国とどう違うんだというところとか、何で台湾の方が、台湾統治時代のことを非常に恩義も感じてる部分もあるということもわかりながらやっていくことが非常に重要やし、そういう意味では、この前の四国で台湾の方をお迎えした会についても、ちょっと中国寄りの話で台湾の人のことを見てないんじゃないかというお話が出たとも言っておられました。だから、そこが逆に行くと、本県が本当のおもてなしをやれば、交通が不便であるとか余り関係ないと自分は思います。そういったところを旅館の方とか、おもてなしする側が台湾の歴史の勉強会とかした方が、お金も要らずに本当に身になる効果が出るの

かなと思います。視察の報告はしっかりと皆さんとつくり上げたいと思います。

以上で、質疑を終わります。

以上で、観光振興部を終わります。

#### 《土木部》

◎依光委員長 次に、土木部について行います。

最初に、部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎福田土木部長 土木部長の福田です。

総括説明に入ります前に、建設工事の入札契約手続の誤りにつきまして、御報告とおわびを申し上げたいと思います。

平成 29 年 9 月 5 日に開札いたしました「国道 493 号（北川道路）の道路改築工事」の入札契約手続において、調査基準価格の算定を誤り、この誤りがなかった場合の落札候補者とは別の事業者を落札者として契約を締結していたことが判明いたしました。建設工事の入札に参加しました事業者の皆様にも多大なる御迷惑をおかけしたとともに、県民の皆様の信頼を失う事態となりましたことに、おわびを申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

詳細につきまして、担当の土木政策課長から御説明させてもよろしいでしょうか。

◎依光委員長 はい。認めます。

◎杉村参事兼土木政策課長 先ほど部長から御報告申し上げましたが、県発注工事の入札契約手続の誤りについて、その概要と今後の対応を御説明させていただきます。

お配りしております建設工事の入札契約の手続の誤りへの対応とその再発防止の取り組みについてですが、1 概要です。平成 29 年 9 月 5 日に開札しました工事におきまして、予定価格調書作成時に調査基準価格を誤り、この誤りがなかった場合の落札候補者、有限会社西山組とは別の有限会社磯部組と契約を締結していたことが判明したものでございます。なお、入力ミスの内容は、表の下側に表示しておりますが、予定価格調書作成時に、共通仮設費を 886 万 888 円と入力すべきところを誤って 868 万 888 円と入力していたものです。

2 工事概要です。該当工事は安芸郡北川村和田の道路工事で、国道 493 号（北川道路）の奈半利川側の路側擁壁の根固めブロックを据えつける工事で、安芸郡管内 B 等級を対象として、総合評価方式の一般競争入札で実施しております。

誤りが判明するまでの経過ですが、3 事案に関する経緯等をごらんください。9 月 7 日に落札決定後、9 月 20 日に契約締結。同日、磯部組より契約後の設計書情報の請求があり、9 月 28 日に磯部組から問い合わせにより、調査基準価格の算定ミスが判明するとともに、入札結果に影響があることも判明したものです。

4 ミスの発生原因ですが、予定価格調書の作成者の入力ミスと、決裁検査の最終確認においての見逃しが全ての原因です。

3 ページをごらんください。入札結果の概略をお示ししています。入札結果と調査基準価格算定見直し後の結果です。予定価格そのものに間違いはありませんでしたが、その下の調査基準価格が4,546万3,000円となっておりますところ、見直し後の調査基準価格は4,562万5,000円と、16万2,000円高くなっております。事業者の方が入れた入札価格ですが、1番札を入れたのは磯部組で、現状の調査基準価格を上回っておりますので、9月7日に落札決定をしました。しかし、見直し後の調査基準価格を適用しますと、磯部組は見直し後の調査基準価格を下回り、低入札となってしまいます。その結果、西山建設が、見直し後の調査基準価格を上回る落札候補者となり得たものとなっております。このような事態を生じたことで、入札に参加された事業者の皆様には大変御迷惑をおかけしました。関係者の皆様には心よりおわびを申し上げますとともに、再発防止の徹底を図り、信頼の回復に努めてまいります。

5 今後の対応ですが、まず、契約の継続についてです。入札契約手続に誤りが判明いたしましたけども、既に交わされている契約は有効でして、現行の契約を継続し、工事の完成を目指すことといたします。こうした対応をとるに当たっては、調査基準価格に誤りがなかった場合に落札候補者となり得た西山建設には多大な御迷惑をおかけしたことを謝罪しますとともに、再発防止の取り組みなどもあわせて県の対応について御説明を行いました。御了解をいただいたところです。

次に、再発防止の取り組みについてですが、今回のミスの原因は単純な入力ミスですが、決裁権者までもが見逃してしまったことにあります。今後は、ミスを見逃さないように、目で見ただけではなく、予定価格調書作成者と決裁権者で読み合わせを行い、チェックを確実なものにしていきたいと考えております。また、本年度の年度当初に土木政策課がチェック用のシートを配付しておりますので、そのシートの使用を徹底してまいりたいと思っております。

説明は以上ですが、再発防止策の徹底はもとより、常に緊張感を持って事業の執行に当たり、県民の皆様の信頼回復に向けて精いっぱい努力いたしていきたく思っております。

◎依光委員長 質疑を行います。

◎武石委員 建設業者としては一生懸命積算して入札に応じているわけなので、県のばかばかしいミスでその努力を無駄にしたことは、大いに反省をしていただきたいと思います。これまでも積算の単純なミスとか、同じようなことがあって、そのときにも今後こんなことがないようにと釈明もされとる中でまたこんなくだらんミスが出ておるわけなので、本当にこれはしっかり真面目にやってください。ちゃんと。それを指摘をさせていただきます。

それと、契約をしたからもうそれでということですが、じゃあ、調査基準価格をそもそも何で設定しておるのかと。その趣旨に照らして、こんなことを県議会としても、そうすかということにはならんと思うんですよ。けど、それもしゃあないね。現実的にそうなつとるんやから、さっき報告のあった対応でやってよろしいと思うんですけれどもね。工事がちゃんとした品質で完成するようにするために、今回のこの契約を認めるとして、県としてどのような対応をされるのか、そこを1点だけ確認をさせてください。

◎杉村参事兼土木政策課長 武石委員のおっしゃるとおりで、5今後の対応の(2)のところです、少額であるとはいえ、今回、調査基準価格を下回った工事がありますもので、県としては、建設工事監督技術基準に定めます重点監督を実施させていただきたいと思っております。内容は、現場の立ち入り頻度をふやしてやっていくことになります。この内容は、磯部組にもお話をしてお伺いいただいているところです。

◎武石委員 要請ですけど、きちっと工事を施工するように、準備してやってください。

◎米田委員 入札の参加企業は幾つでしたか。

◎杉村参事兼土木政策課長 2社です。

◎米田委員 2社か。もっとありそうだけど、仕事が忙しいんですかね。大体、本当は2社じゃないことはないですか。

◎杉村参事兼土木政策課長 当然、一般競争入札ですので、10社以上来られるときもありますし、1社の場合もございますが、今回は2社であったということです。

◎米田委員 本来落札できたところが請求があってせぎったの。そうじゃなくて、契約したところが調べて、またなおかつ善意というか誠意を持ってやっていただくケースって珍しいんですけど。前は相手からでしたよね。

◎杉村参事兼土木政策課長 前回、春先に御説明させていただいたときには、他の契約者でない方からの問い合わせではありました。今回はちょっと確認をすると、皆さん真摯に一生懸命計算したということの中で、契約されても少し疑問のところを契約後に確認されたとお伺いしております。

◎米田委員 さっき武石委員も言われましたけど、法的に契約が強いということやけど、普通なら、本来仕事があって、会社なり従業員の生活のことを考え、契約のこと考えたら、もう本当大変なことなんですよね。そこら辺はその重み。やってるこの業務の重みをしっかりと考えて。ただ、このダブルチェックでなくなるのか率直な不安もまだ残るんですけど、一層リスクチェックができるような、仕組み、システムについて引き続き検討、研究もしながら、繰り返さない取り組みをぜひ頑張ってもらいたいと思いますので、要請しておきます。

◎杉村参事兼土木政策課長 今回のミスについても、本当に真剣に考えないけないということで、今回の委員会でもいただいた意見も、議会後に開催します所長会において徹底して

まいりたいと思っております。

◎依光委員長 質疑を終わります。

引き続き、土木部長の総括説明を求めます。

◎福田土木部長 それでは、部長総括説明を再開させていただきます。

土木技術監兼建設検査長の天野については、諸事情により本委員会を欠席しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、9月議会に提出しております土木部の議案について御説明申し上げます。お手元にお配りをしております参考資料の青いインデックス、土木部の1ページをお開きください。平成29年度9月補正予算におけます一般会計の総括表です。表の左から3列目の補正見込額最下段にございますとおり、総額45億9,301万8,000円の補正をお願いするものです。今回の補正予算は、公共事業における国の内示増などに対応するもので、地域経済の活性化を支援する道路整備、それから橋梁やトンネルの老朽化対策を行うものです。このほか、南海トラフ地震対策について、さまざまな地震対策の入り口に位置づけられております住宅の耐震化や診断義務づけ建築物の耐震化を加速するため、市町村からの要望も踏まえ、当初の見込みを上回る申請件数に対応する増額補正をお願いするものです。

2ページ目は、性質別の予算説明資料となっております。

次に、3ページから4ページにかけて、平成29年度の債務負担行為の追加と変更をお願いしております。3ページ目の浦戸湾東部流域下水道高須浄化センター管理運営委託料につきましては、高須浄化センターの管理運営業務について、現在3期目ですが、今年度末で契約期間が満了となることから、平成30年度からの3カ年の委託に係る必要額をお願いするものです。

4ページ目をお開きください。高知新港施設整備事業費です。新たに整備をします客船ターミナルの工事費に係るものです。整備を予定しております敷地の地盤調査を詳細に行ったところ、この基礎部分について工法の変更が必要となったことから、今回、平成29年2月議会で既に御承認いただいております債務負担行為の増額補正をお願いするものです。これらの詳細は後ほど担当課長から御説明申し上げます。

5ページ目をお願いします。平成29年度繰越明許費の説明資料です。繰越予定件数は全部で100件で、金額は114億4,701万円となっております。下段の左側の表は、工種別の件数と金額。その右側の表は繰り越しの理由別の内訳を記載しております。これら100件の工事につきまして、工期を考慮いたしますと工事の完成が平成30年度になることが見込まれるため、この議会での繰り越しの議決をお願いするものです。いずれも契約時点において、年度をまたいだ契約期間を設定できる、いわゆる翌債の手続を行うものです。

以上が、今回お願いをしております補正予算の概要です。

次に、条例その他の議案については、不動産特定共同事業法の一部の改正に伴い、登録



申請手数料の徴収を新設するための、「高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案」を提案しております。

また、工事請負契約の締結に関する議案として、国道 195 号の大柵橋上部工と国道 493 号の道路災害関連である小島トンネルの契約議案を提案させていただいております。

また、ことし 4 月に新規事業化されました四国横断自動車道の佐賀大方道路に設置予定のインターチェンジと県道を結ぶための路線を新たに認定する議案と、村道の移管に伴い、県道大川土佐線の路線を変更する議案をそれぞれ提案させていただいております。

その他、報告事項として、「春野総合運動公園陸上競技場の芝改修工事について」など、3 件の御報告をさせていただきます。

いずれも詳細については、後ほど担当課長から御説明申し上げます。

それと、参考資料の最終ページ、赤いインデックス、審議会等をお願いいたします。平成 29 年度の各種審議会等の審議経過等については、一覧表のとおりです。

以上で、9 月議会へ提出させていただいております土木部の議案などの総括説明とさせていただきます。

◎依光委員長 ここで、暫時の間、休憩いたします。再開は午後 1 時といたします。

(昼食のため休憩 11 時 54 分～13 時 0 分)

◎依光委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

御報告いたします。浜田委員、武石委員から、所用のため少しおくれる旨の連絡が来ております。

それでは、所管課の説明を求めます。

#### 〈土木政策課〉

◎依光委員長 初めに、土木政策課の説明を求めます。

◎杉村参事兼土木政策課長 午前中に御説明させていただきました入札契約手続のペーパーに少し記載ミスがありましたので、改めて差しかえを机の上へ置かせていただいております。

土木政策課から、条例その他議案 2 件の御説明をさせていただきます。

③条例その他議案書 18 ページをお願いします。第 11 号議案、国道 195 号防災・安全交付金（大柵橋上部工）工事請負契約の締結に関する議案です。この議案は、香美市物部町大柵において、老朽化対策及び耐震補強のために、一般国道 195 号の大柵工区で建設を予定しております大柵橋上部工の工事請負契約の締結に関するものです。去る 7 月 24 日に一般競争入札を行い、24 億 4,792 万 8,000 円で、大阪市中央区瓦町 4 丁目 3 番 7 号の横河・駒井ハルテック・鉄建特定建設工事共同企業体が落札しましたので、同企業体と契約を締結しようとするものです。完成期限は平成 33 年 1 月 31 日となっております。

工事の概要について御説明します。別途お配りしてあります土木部の参考資料、土木政策課のインデックスのついたページをお開きください。一般国道 195 号は、高知市から香美市、徳島県那賀町を經由して、徳島市に至る幹線道路であり、南海トラフ地震の発生時には県外からの緊急車両の通行を確保するために、必要な緊急輸送道路の役割を担っております。当事業区間は旧規格で整備された 2 車線道路であり、幅員が狭く、昭和 30 年に架設された大桁橋は、大型車のすれ違いが困難である上に、老朽化対策や耐震補強も必要な状況です。このため、橋梁の架けかえ工事を行い、緊急輸送道路としての機能強化や徳島方面から高知市へのアクセス機能の向上を図るものです。既に下部工の工事は完了し、今回、橋の延長 201 メートルの上部工の工事を行うものです。

第 11 号議案に関する説明は以上です。

次に、19 ページをお願いします。第 12 号、国道 493 号道路災害関連（小島トンネル）工事請負契約の締結に関する議案です。この議案は、安芸郡北川村小島地区において、平成 26 年 8 月の台風により被災した一般国道 493 号の災害復旧を図るために建設を予定してありますトンネルの工事請負契約の締結に関するものです。第 11 号議案と同様に 7 月 24 日に一般競争入札を行い、28 億 2,171 万 6,000 円で、香川県高松市番町 3 丁目 8 番 11 号の西松・関西・東山・大宮特定建設工事共同企業体が落札いたしましたので、同企業体と契約を締結しようとするものです。完成期限は平成 32 年 2 月 28 日となっております。

工事の概要は、土木政策課インデックスの 2 ページをお開きください。この工事は、平成 26 年 8 月の台風に伴う豪雨により、道路斜面が地すべりで崩壊し通行不能となっております地区で、被災後、地質調査等を行ったところ、被災箇所周辺にも大規模な地すべり地形が判明しましたことから、トンネル構造で地すべり範囲を迂回することにより、より安全な道路として復旧を行うものです。なお、このトンネル区間は、四国 8 の字ネットワークの一部として使用できる道路規格としております。トンネルの整備を行うことにより、四国 8 の字ネットワークの完成に向け、一歩前進することができるものと考えておるところです。

以上で、土木政策課の説明を終わります。

◎依光委員長 質疑を行います。

(なし)

◎依光委員長 質疑を終わります。

#### 〈河川課〉

◎依光委員長 次に、河川課の説明を求めます。

◎岩崎河川課長 河川課長の岩崎です。

河川課からは、繰越明許費について御説明いたします。資料②議案説明書（補正予算）の 55 ページをお開きください。

まず、1目河川管理費の生活貯水池ダム建設事業費は、大月町の春遠ダムにおいて、計画調整に日時を要したことにより、2億4,776万7,000円の繰り越しをお願いするものです。

次に、2目河川整備費の河川改修費は、土佐清水市の下ノ加江川など3カ所において、計画調整などに日時を要したことにより、1億1,751万6,000円の繰り越しをお願いするものです。

次に、3目河川改良費の床上浸水対策特別緊急事業費は、いの町の宇治川及び日高村の日下川において、計画調整などに日時を要したことにより、11億728万7,000円の繰り越しを。防災・安全交付金事業費は、高知市の下田川など8カ所において、計画調整などにより日時を要したことにより、7億7,280万円の繰り越しをお願いするものです。

これらは、契約時点において年度をまたいだ契約期間を設定できる、いわゆる翌債の手続を行いたいと考えているもので、今議会で繰り越しの議決をお願いするものです。いずれの事業も適切な事業執行に努めてまいります。

以上で、河川課の説明を終わります。

◎依光委員長 質疑を行います。

(なし)

◎依光委員長 質疑を終わります。

#### 〈防災砂防課〉

◎依光委員長 次に、防災砂防課の説明を求めます。

◎石尾防災砂防課長 防災砂防課の石尾です。

防災砂防課からは、平成29年度9月補正予算及び繰越明許費について御説明します。

資料②議案説明書(補正予算)の56ページをお開きください。まず、9月補正予算の歳入について御説明いたします。歳入は、公共事業の内示差に伴います国庫補助金や県債を増額するもので、合計として77億4,644万8,000円となっております。

続いて、歳出について御説明します。57ページをお開きください。2目砂防整備費ですが、通常砂防事業費について、国の交付金の当初の配分額に合わせた補正を行うもので、須崎市小浜川や四万十町城山谷川線での砂防事業について、3,990万円の増額をお願いするものです。以上、補正前の金額と合わせて、合計で89億6,157万2,000円となっております。

続いて、繰越明許費について御説明します。58ページをお開きください。2目砂防整備費の通常砂防事業費は、宿毛市橘浦川など6カ所において計画調整などに日時を要したことにより、3億5,965万2,000円の繰り越しを急傾斜地崩壊対策事業費は、土佐市中山地区など14カ所において、計画調整などに日時を要したため、3億1,208万1,000円の繰り越しをお願いするものです。

以上で、防災砂防課の説明を終わります。

◎依光委員長 質疑を行います。

(なし)

◎依光委員長 質疑を終わります。

#### 〈道路課〉

◎依光委員長 次に、道路課の説明を求めます。

◎肥本道路課長 道路課の肥本です。

今議会に提出しています補正予算について御説明をいたします。②の議案説明書の補正予算の59ページをお開きください。歳入は、公共事業の内示差に伴う国庫補助金や県債の増減によるもので、合計としましては、28億8,376万4,000円の増です。

次に、歳出ですが、60ページをお願いします。2目の道路橋梁改良費について、国庫補助金の内示額に合わせ、合計で31億7,010万7,000円の増額をお願いするものです。

次に、62ページをお開きください。まず、道路改良費は、県道窪川船戸線ほか1路線の工事において、地元関係者との協議に時間を要したため、7,587万1,000円を。次の社会资本整備総合交付金事業費は、国道494号ほか2路線の工事において、地元との調整や工法の検討に時間を要しましたため、11億9,544万4,000円を。次の防災・安全交付金事業費は、県道安田東洋線ほか54件の工事におきまして、関係機関や地元との調整、用地交渉等に時間を要したため、51億3,228万8,000円をそれぞれ繰り越し予定としてお願いするものです。これらの工事はいわゆる翌債の手続を行いたいと考えており、今議会で繰り越しの議決をお願いするものです。

続いて、条例その他議案2件について御説明させていただきます。

③条例その他議案の22ページをお開きください。まず、県道の路線の認定に関する議案について説明させていただきます。この議案は、ことし4月に新規事業化されました四国横断自動車道佐賀大方道路において、黒潮町上川口地区に、仮称ですが上川口インターチェンジが設置されるのに伴い、県道大方大正線とこのインターチェンジとを結ぶ道路の路線を認定するものです。

お手元の土木部参考資料、道路課のインデックスの1ページをお開きください。参考資料の位置図の左上の赤色点線でお示ししている区間が今回認定する区間です。県道上川口インター線の整備により、高速道路と上川口地区やその周辺地域とのアクセスを確保するものです。あわせて、この道路を高速道路本線の工事用道路として利用する計画になっており、本線に先駆けて道路用地の取得等を進める必要があるため、今般、県道として路線認定をするものです。

続いて、③条例その他議案の23ページをお開きください。県道の路線の変更に関する議案について説明させていただきます。この議案は、村道の県道への移管に当たって、県

道に連続性を持たせるため、隣接する県道との交点を起点に変更するものでございます。

土木部参考資料、道路課のインデックスの2ページをお開きください。参考資料の位置図の緑色の線でお示ししている㊸から㊹の区間が、今回の変更により新たに路線に含む区間でございます。図中㊸から㊹の区間は、昭和53年に県道として路線認定していましたが、道路区域に民有地が含まれておりましたために、県道への移管を保留し、今日まで村道として供用されていた区間です。また、昭和53年当時は、図中㊹の地区に相当数の人口がおりましたことや、㊹との間を結ぶ橋は車両の通行が困難な木橋でありましたことから、㊹を県道の起点としておりました。このたび、民有地について村への移転処理が完了いたしましたことから、村道として供用しております㊸から㊹の区間を県道に移管することといたしました。これまでの間に㊹地区の人口が激減し、㊸から㊹間の橋が鋼橋、鉄の橋に架けかえられるなど、状況が変化しておりますことや、本来、県道は他の国道または県道に接続すべきものであることを踏まえまして、この機会に㊸から㊹の区間を県道として認定するため、路線変更を行うものです。

以上で、道路課の説明を終わらせていただきます。

◎依光委員長 質疑を行います。

(なし)

◎依光委員長 質疑を終わります。

#### 〈都市計画課〉

◎依光委員長 次に、都市計画課の説明を求めます。

◎島田都市計画課長 それでは、都市計画課の補正予算について説明をさせていただきます。資料番号②の議案説明書(補正予算)の63ページをお開きください。歳入予算は、国からの公共事業の内示差に伴う国庫補助金、県債、市町からの負担金の増によるもので、合計で10億2,247万5,000円を増額するものです。

次のページの歳出予算をお願いします。2目都市整備費の1都市計画街路単独事業費は、単独事業の予算を交付金事業に振りかえるため、2億2,813万1,000円を減額するものです。

次のページをお願いします。3目都市施設整備費の1都市計画街路事業費は、秦南団地への暫定2車線整備に必要な用地取得に一定のめどが立った高知駅秦南町線や安芸道路にアクセスする安芸中央インター線などの事業進捗を図るため、12億560万6,000円の増額をお願いします。

次に、67ページをお願いします。繰越明許費です。2目都市整備費の都市計画街路単独事業費は、高知駅秦南町線において、久万川左岸から秦南団地までの区間を整備するに当たり、交差する既存道路との通行規制の計画について、地元及び隣接地権者との調整に日数を要し、年度内の完成が見込めなくなったことから、7億168万2,000円の繰り越しを

お願いするものです。

3目都市施設整備費の都市計画街路事業費は、先ほどの高知駅秦南町線のほかに安芸中央インター線において、上水道や下水道などの地下埋設物の移転について、関係機関との調整に不測の日数を要したことから、年度内の完成が見込めなくなったため、5億385万6,000円の繰り越しをお願いするものです。

以上で、都市計画課の説明を終わります。

◎依光委員長 質疑を行います。

(なし)

◎依光委員長 質疑を終わります。

#### 〈公園下水道課〉

◎依光委員長 次に、公園下水道課の説明を求めます。

◎岡崎公園下水道課長 公園下水道課の補正予算について御説明いたします。特別会計の補正予算です。議案書①の10ページをお開きください。高知県流域下水道事業特別会計補正予算としまして、浦戸湾東部流域下水道高須浄化センター管理運営委託料について、平成32年度までの債務負担行為として、12億1,426万1,000円を計上しております。これは、平成21年度から包括的民間委託を導入し、現在3期目となっている高須浄化センターの運営管理費が、今年度末で契約期間が満了しますので、新たに来年度から3年間の委託業務に必要な経費をお諮りするものです。この管理運営委託料の財源は、全て浦戸湾東部流域下水道の関連3市、高知市、南国市及び香美市からの負担金です。

内容について御説明させていただきます。土木部参考資料、公園下水道課のインデックスのついた1ページをお開きください。浦戸湾東部流域下水道は、図面中央部の青色で囲んだ高須浄化センターと、それより東側に伸びている青い線で記載した幹線下水道管で構成されています。図の中ほどに赤色の点線を記載しておりますが、高須浄化センターは、この点線より右側の高知市東部、南国市、香美市の下水を幹線下水道管を經由し受け入れています。また、点線の左側の緑色の線で示す高知市の下知と潮江の水再生センターから高知市中心部の下水を処理した後の高濃度汚水を受け入れており、合わせて平成28年度末で約20万人を対象とする汚水等の処理を行っております。

次に、2ページ目をお開きください。今回、債務負担行為をお願いします高須浄化センターの管理運営費について説明させていただきます。高須浄化センターは、平成2年度の供用開始から平成20年まで高知県下水道公社へ管理運営を委託しておりましたが、平成21年度に、処理水質を維持しつつ、維持管理費のコストを縮減ができる包括的民間委託に切りかえ、これまで3期にわたり継続しております。中段にこれまでの委託状況につきまして記載しておりますが、流入水量の増加や物価上昇に伴い、委託費は徐々に増加しております。平成29年度が3期目の最終年度となっておりますので、平成30年度からの新た

な委託契約が必要です。委託業務の内容は、機器運転や保守点検などの運転管理業務、水質検査などの法定検査・点検業務、電気、燃料などの物品調達業務、50万円未満の小修繕業務、その他場内の警備や植栽管理などであり、これまでと同じ内容になっています。受注業者は、これまでと同様に、総合評価方式一般競争入札で決定したいと考えております。

委託費が前回より増額となっていますが、主な要因は労務単価の上昇です。この包括的民間委託を進めるに当たっては、有識者や行政の委員で構成する評価委員会を開催しまして、運転管理の評価や次期の委託方式に関して審議をいただきました。会では、管理体制やコスト縮減、県内企業への配慮、放流水の水質などの実績を検証していただき、適切に運営管理が行われていると評価を得、次期契約についても包括的民間委託が望ましいと御意見をいただいております。本議会で予算を承認いただきましたら、委託業務の発注手続を進め、来年2月に契約を締結し、2月議会でその御報告をしたいと考えております。

3ページをお開きください。御審議いただきます次期包括民間委託の期間内に下水汚泥を減量化できる消化処理を行う施設を導入するため、下水汚泥の処理方式が変更になります。新たな施設については、昨年度の業務概要委員会や12月議会の本委員会で御紹介させていただいておりますが、業務内容にも関係がありますので、改めて消化施設について御説明いたします。消化施設は、下水汚泥に含まれる有機物を微生物の生物分解により処理するもので、汚泥の量を約3分の2に減量化することができます。また、その処理過程に発生するガスはメタンが主成分で、バイオマスエネルギーとして活用ができます。この消化施設導入の背景は、平成31年度に焼却炉の耐用期限が到来することから、汚泥の減量化が必要なことや、平成27年度の下水道法の改正により、汚泥の有効利用が努力義務化されたことによるものです。消化施設が導入されると、汚泥の処理方式が変わります。右側に消化導入前後の処理の流れを図化しております。

上の図は現在の過程で、下水の水処理から発生する汚泥を脱水して一部を焼却し、残りを民間のコンポスト会社等へ処理委託しています。下の図は消化施設導入後で、汚泥を消化により減量化し、民間へ処理委託します。また、発生する消化ガスは民間事業者へ売却します。さらに、民間事業者はこのガスを利用し、再生エネルギー固定価格買取制度を活用し、発電事業を行います。消化導入の効果は、下水汚泥の減量化に処理費用が削減できることと、消化ガス売却により収益を得ることができることで、合わせて20年間で約35億円の経費節減が可能となります。消化施設導入に関するスケジュールは、本体施設の整備を今年度の当初予算で御承認いただいております。今年から平成31年にかけて、県が整備します。発電施設は、県が民間の事業者を高須浄化センターの敷地の一部を有償で貸し、その上に民間事業者が整備することとなっています。

ガスを売却する事業者は、昨年11月に公募型プロポーザルで決定し、ガス売却に関する基本協定を県と結んでおります。その後、事業者が電力会社等との各種手続を整えてお

り、本年 11 月には正式な契約を締結する予定となっております。契約締結後、民間事業者は発電施設の整備を行い、平成 32 年度からの稼働を予定しています。

4 ページをお開きください。上の表は、高須浄化センターの管理運営手法と汚泥処理方式を時系列で示したものです。現在、3 期目の委託を行っています。次期の第 4 期の委託期間のうち、平成 30 年度、31 年度は現在と同じ汚泥処理方式ですが、平成 32 年度には焼却炉を廃止し、消化施設が稼働することとなります。上半期に試運転を行い、下半期に本格的に稼働する予定で、これに合わせて消化ガスの売却が始まります。下のグラフは、高須浄化センターの維持管理経費の推移を示しています。水色が包括的民間委託の費用、オレンジ色が汚泥の処理費用、緑、黄緑色が大規模補修等、その他費用となっております。第 3 期の年間平均費用は 7 億 2,400 万円です。第 4 期の平成 30 年度、31 年度の同費用は現在と同じ汚泥処理方式で、労務単価等の上昇等により増加しますが、平成 32 年度は消化導入により汚泥が燃料となることから、その処理費用が減となり、年間の維持管理費も減少することとなります。また、ガスの売却代も収益として入ることになります。

以上で、公園下水道課の説明を終わります。

◎依光委員長 質疑を行います。

◎池脇委員 維持管理費が平成 32 年度には減少してくるということで、これはいいことだなと。一方で、この平成 32 年度の第 4 期の委託費が 1,000 万円近く上がってくるんですね。せっかくこういう維持管理費が減少はするんですが、この委託費が 1 期、2 期、3 期、4 期と見ていくと、全体で 3,300 万円ぐらいに上がってきていることが言えるんですけども。これ外部委託していく場合に費用対効果の問題というのは非常に大事なので。これ多分、人件費等の値上がりだと思うんですけども、そのあたりの整合性をこれからどうつけていくのか大切だと思いますので、その点についてお聞かせください。

◎岡崎公園下水道課長 今回、第 4 期になりまして、委託料が上がる主な理由は人件費の上昇です。過去にも人件費の上昇が価格の上昇として大きなウェートを占めております。委託業者に我々からヒアリングをしまして、過去にも人件費が上がったときに、その辺の反映状況はどうだろうか聞いたところ、契約は 3 年ごとなので 3 年ごとに委託料が上がるという形なのですが、設計の県との契約が上がった際には、従業員の給与にも反映させているという御回答を得ているところです。

◎池脇委員 人件費を上げていくということは、それが従業員の給料に反映されないと、効果が上がってこないと思うんですね。そこはしっかり委託先に対しても反映するように、きちっと協議をする必要性があると思いますね。ミスのない効率のある運営をしていただかないけませんから。その点は今後も注意を払っていただきたいと思います。

◎橋本委員 4 期については問題ないですが、5 期に行くときに、消化ガス発電が稼働するようになるわけで、要は 9,300 万円ぐらいが毎年売却益として出てくると。20 年間の F



I Tに寄せてやるんだという計画なんですけど、消化ガス発電をするときに、当然プラント導入しなければならないですよ。そのイニシャルコストとそれとあとランニングコスト、それからその売却益の対比ですよ。これは試算されているのか。

◎岡崎公園下水道課長 先ほどの資料の3ページのところですが、消化導入後、右下の図で県はこの消化事業を行います。そこで発生したガスについて民間事業者に売却します。この発電施設自体は民間事業者に任せる形になっておりまして、民間事業者は電力を売って収益を得ると。その中から県にガス代を支払っていただく形になっております。

◎池脇委員 ここ津波の浸水地域ですよ、大丈夫ですか。その新しい処理施設を入れると。津波につからないんだったらいいですが、つかった場合にはこの機能をどうなる。

◎岡崎公園下水道課長 高須浄化センターは、今の想定では約1.7メートルぐらいの浸水が想定されております。下水処理場の機器や建物等については、現在、耐津波の工事をやっております、それは来年度で終了する予定です。それで対応となっております。

◎池脇委員 津波が起こった後、この機能は平常どおり機能をするのかどうか。

◎岡崎公園下水道課長 発電施設ですか。

◎池脇委員 発電含めてこの浄化の施設。

◎岡崎公園下水道課長 浄化の水処理あるいは汚泥処理の施設については、耐津波化と耐震を進めており、来年度には完了する予定ですので、施設としては稼働すると考えております。

◎橋本委員 これは平成32年から消化ガス発電をすることで、消化ガスを事業者に売却するんだと。この事業、消化発電についてはかかわらないというような話だったと思うんですが、もし、これ全て発電も含めてやれば、どれだけの収益が上がるんですか。要はガスを提供して、民間にF I Tに乗せた発電事業をさせて、民間が売るわけでしょう。それをひっくるめて全部一貫してやれば、どれだけの収益になるのかなって。もうかるんだったら、そのまま行かせてやったらと単純に思うんですが。

◎岡崎公園下水道課長 昨年度、消化を民間事業者に委託することを決めた際に、県が直接この発電事業もやる場合について想定して試算をしました。まず、このF I Tという期間が20年なんですけど、まず県には今回この発電は下水の汚泥から発生するガスを使うことで、下水の施設と非常に密接な関係があること。それから、この発電施設に電気機械等の技術者が必要なこと等を考えて、県がやる場合と想定したところ、民間に売却、F I Tを用いてやるほうが経済的に県としては安く上がると。それともう一つ、県がやった場合、20年先にF I Tの買い取り価格が下がった場合に、その後の施設をどうするか。その辺のリスクとか、あと技術者等の人の雇用のことを考えて、民間事業者がやるほうが好ましいという判断に至りました。

◎橋本委員 基本的には算定をして、要は直結でやるより、民間事業者で発電事業をやっていた方がいいと。けど、F I Tで民間事業者も含めて、契約そのものが20年でしよう。民間事業者がやめたら、後、ガスの発生はこちらのほうで処理しなければならないと。20年後ですよ。どうなんですか。

◎岡崎公園下水道課長 20年先に終わる際には、基本的には発電事業者がこの施設を撤去する形での契約になっております。ただ、その先に、同じように買い取り価格が高ければ、またその辺は協議させて続けることを検討することもあります。基本的には撤去するという形で考えています。

◎橋本委員 要は消化ガスは発生するわけですよ。発生したものを電気に変えて売るということを民間の皆さんにやっていただくということ。会社にやっていただくわけですが。でも、基本的にはこれのプラントで処理をしたものは、消化ガスはずっと出てくるわけでしょう。その処理はどうするんです。

◎岡崎公園下水道課長 まず、消化ガスについては、一つは焼却という処理方法がございます。これは天然由来のものから発生するガスですので、そのまま焼却するという処理方法があります。それとあと、将来的にF I Tの価格によってそこをどうするかという形での検討になるかと思えます。

◎米田委員 平成20年のときにもいろいろ議論もあって、包括外部委託になったんですけど、その一番の狙いが、維持管理費のコスト縮減ということで聞きましたよね。それからすると、例えば1期から2期、たしか1期目のときは、それまでと比べて2,600万円ぐらい、たしか維持管理費が安くなったよという説明があったと思うんですけど、これからいったら毎年ふえてるわけで、第3期から第4期の場合は、11億円から12億円にふえた根拠が下の5,897万円という数字。これ足してこうなったわけよね。となると、前に高知県下水道公社に出しちよったあれからいうと、このコスト縮減効果は幾らというふうに見てるわけですか。

◎岡崎公園下水道課長 今回、包括民間委託を検討する委員会の中で試算を行ってみました。2ページ目の下のところに書いてるんですが、この維持管理、水の処理を現在、平成20年度と比べて電気代とか、それから人件費は上がっております。それを平成20年度の単価に置きかえてやった場合どうなるかということで比較をしてみたら、平成20年度よりは汚水の処理、1立方メートル当たり5.6円安くなっているという試算、結果となっております。

◎米田委員 平成30年と平成20年と比べたら同じことですか。5,897万6,000円が第3期と比べると丸々ふえたわけよね。そしたら、縮減効果があらわれちゅうと言えるんかね。10年前と比べたら安いということですか。

◎岡崎公園下水道課長 水を処理する人役については大きな変動はないんですが、その単

価が上がってるためこのような結果になっています。下水道公社から包括民営委託にした場合は、人件費のベースとなる人役が減少したことがコスト縮減の大きな要因となっていますので縮減効果があることとなります。

◎米田委員 そしたら、平成20年から平成21年の人役、人件費はどんなに下がっちゃうがかね。

◎岡崎公園下水道課長 この資料には載ってないんですが、下水道公社時代にはプロパーの職員、それから県の職員、それから市から来ていただいている職員が6名おりましたが、現在は高須浄化センターに包括委託とは別に3人の職員になっております。あと公園下水道課で入札の事務的な作業をする業務があるんですが、それを大体0.2人役ぐらいと考えてまして、現在大体3.2人役ぐらいと考えておりまして、もともと6人役ぐらいでやっていたものがそれぐらいに減っております。

◎米田委員 前はプロパーも含めて職員の方が、県の正規職員の方含めて6名おっていたわけよね。今は県の職員3人と包括外部委託で民間委託でトータル何人ですかね。

◎岡崎公園下水道課長 民間委託の職員は10人から16人。以前、公社時代も外部からの委託の職員はおりましたが、公社時代はいわゆる物品の調達とかそのような業務も公社で行っていましたが、現在は物品の調達も民間委託会社で行っています。

◎米田委員 結局、下水道公社のときに県の正規職員の方が6名が3人になった。その結果、3人分の人件費、維持管理費が基本的に少なくなったという意味ですか。

◎岡崎公園下水道課長 そのとおりです。

◎米田委員 そしたら、あんまりコスト縮減と言えるのかという感じはしますが、それで、今、本課に流域下水道の担当職員の方が3人いますよね。県の職員が1人で、あと高知市から派遣の人が2人おいでだと思うんですけど。

◎岡崎公園下水道課長 高須浄化センターに3名おります。県の職員1名と、それから高知市から2名派遣いただいて、職員が3名おります。

◎米田委員 一貫して言われてるのはコスト縮減で、結局、平成20年から平成21年度以降の8年間、このベースでもともと人件費除いた分が安くなって、それがずっと行ってますよと。それがコスト縮減ですよという意味で理解していいんですかね。

◎岡崎公園下水道課長 人件費についてはそうです。

◎米田委員 それと当時、職業安定法とかいろいろ意見もあったんですけど、それ別にして、技術の継承ですよ。県の職員の皆さんが現場で体験も踏まないと、包括委託を受ける側に対して、業者を指導できない。そこら辺の技術継承とかを含めては計画的にやられてるということではないでしょうかね。

◎岡崎公園下水道課長 高須浄化センターは電気の職員、いわゆる技術の職員もおりまして、電気の職員は県のほかの部署と異動がありまして、それが技術の継承ができるような

形になっております。

◎**金岡委員** この整備人口ですね。人口が今どう推移してるのか。単純で構いませんが。ふえてるとか減ってるとか。

◎**岡崎公園下水道課長** 整備人口は、高知市、南国市、香美市でまだ下水道の面的な整備が進んでおりますので、まだ増加しております。

◎**金岡委員** 今の増加した分の人件費ですが、会社の方が 16 人で労務単価の増額分が 4,288 万円ですか。単純計算すると 1 人頭、月に 2 万円ぐらいで、年 24 万円ぐらいですよ。上がるのは結構なことだと私は思いますけど、1 人頭 2 万円月々給料がアップということが見えてるわけですから、そこら辺が反映されるようにやっていただきたいと思います。

◎**依光委員長** 質疑を終わります。

#### 〈住宅課〉

◎**依光委員長** 次に、住宅課の説明を求めます。

◎**阿部参事兼住宅課長** 住宅課の阿部です。

住宅課からは、補正予算、繰越明許費及び条例その他議案について説明をいたします。

まず、平成 29 年度 9 月補正予算について、資料②議案説明書（補正予算）の 68 ページをお願いします。住宅課では、1 目住宅費の 1 住宅耐震対策事業費と 2 建築物耐震対策緊急促進事業費で、合計 3 億 8,903 万 6,000 円を計上しております。

参考資料の住宅課のインデックスの 1 ページをお開きください。まず、住宅耐震対策事業費について説明いたします。住宅耐震化促進事業費補助金 3 億 6,396 万 2,000 円を計上しております。住宅の耐震化はさまざまな地震対策の入り口に位置づけられる最重要施策であることから、第 3 期南海トラフ地震対策行動計画の 1 丁目 1 番地に位置づけ、需要の掘り起こしと供給能力の強化の観点から取り組みを強化してまいりました。その結果、需要の掘り起こしは、上乘せ補助や代理受領制度の導入が進むとともに、戸別訪問によってこれら支援策の周知が進んでまいりました。また、供給能力の強化についても、登録事業者数は順調にふえており、耐震診断を省略して設計から実施する仕組みの導入も進んでおります。これらの取り組みの効果に加えまして、昨年 4 月に発生しました熊本地震の影響が継続しておりますことから、資料の右側にありますとおり、8 月末までの補助の申し込み件数が設計、改修ともに過去最高であった昨年度同期の 1.7 倍と、当初の見込みを超えて大幅に増加しておるところです。このため、市町村からの要望をもとに診断 700 戸分、設計及び改修それぞれ 600 戸分などの積み増しを行うものです。

次に、建築物耐震対策緊急促進事業費について建築物耐震対策緊急促進事業費補助金 2,507 万 4,000 円を計上しています。これは、耐震改修促進法に基づき、耐震診断が義務づけられた建築物の耐震化を促進するための補助金です。平成 27 年 8 月以降、順次、道路

指定を行い、昭和 56 年以前に建築された一定の高さを有する建築物の診断義務づけを進めてまいりました。診断結果の報告期限は平成 30 年度末、一部平成 31 年度末となっております。道路の指定以降、建築物所有者に対して補助制度の周知をしながら耐震化を促してまいった結果、今年度は当初の見込み以上に建築物所有者の耐震化移行が出てまいりました。このため、住宅耐震対策事業費同様、市町村からの要望をもとに沿道建築物の耐震診断 10 棟分などの積み増しを行うものでございます。今後も市町村や事業者とも連携しながら住宅及び診断義務づけ建築物の耐震化を加速してまいります。

次に、繰越明許費について、資料②69 ページをお願いします。1 目の住宅費の住戸改善推進事業費ですが、宇治団地第 3 工区の全面的改善工事において、入居者等との計画調整に日時を要したことにより、工事費等を繰り越すものです。

次に、高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案について説明します。資料④議案説明書（条例その他）の 1 ページをお願いします。今回の改正は、不動産特定共同事業法の一部改正により、小規模不動産特定共同事業の登録制度が創設されることに伴い、当該登録の申請に対する審査等に係る手数料を新たに徴収しようとするものです。

参考資料、住宅課のインデックス裏面 2 ページをお開きください。1 不動産特定共同事業の概要ですが、不動産を投資対象商品として扱う事業であり、具体的には不動産会社が出資者から出資金を集め、それを元手に物件を購入し、その物件を第三者に賃借・売却することで得られる収益を出資者に配当する事業となります。通常の不動産取引ではなく、この事業を行うことで、業者には物件を取得するための自己資金がなくても取引ができるメリットが、また、投資家にはみずから不動産取引ができなくても不動産による収益を享受できるメリットがそれぞれあります。不動産特定共同事業法の目的は、事業者に対して、資本金や宅地建物取引業者免許等の一定の要件を設ける許可制を採用し、これらの規制により、投資家保護を図ることにあります。

続いて、2 法改正の内容ですが、空き家等が増加する中、地方業者を中心に不動産特定共同事業のスキームを使って空き家等を活用したいというニーズがあります。他方で、不動産特定共同事業の許可のハードルが高く、地方業者の参入が難しい状況にありました。このため、参入しやすくなるよう、資本金等の要件を軽くしました小規模不動産特定共同事業を創設するものです。小規模不動産特定共同事業とは、不動産特定共同事業のうち、1 者当たりの出資額が 100 万円を超えず、かつ出資総額が 1 億円を超えないもので、許可制ではなく登録制とする一方で、5 年ごとに登録の更新が必要とし、更新のたびに登録基準を満たすかどうかを確認することで、投資家保護を図ることにしています。

最後に、3 条例改正の内容ですが、手数料徴収条例には既に不動産特定共同事業の許可の手数料が規定されておりますが、今般の法改正により創設されます小規模不動産特定共同事業の登録及び登録の更新に係る手数料を追加しようとするものです。金額は、国が定

める政令に基づき、それぞれ6万円といたします。施行日は改正不動産特定共同事業法の施行日と合わせ、12月1日といたします。新旧対照表は17ページにございます。第55条の改正となります。

以上で、住宅課の説明を終わります。

◎依光委員長 質疑を行います。

◎米田委員 住宅の耐震で非常に頑張っておられると思うんですけど、一番直近の県内の住宅の耐震化率はどれぐらいになりますか。

◎阿部参事兼住宅課長 平成28年度末の推計によりますと、耐震化率は79%と推計しています。

◎米田委員 計画でちょっと延びたと思うんですけど、何年度までに90%ですかね。その点からいうと今後の事業は強化をしていかなといかんですか。

◎阿部参事兼住宅課長 今、第3期南海トラフ地震対策行動計画の目標では、平成28年、平成29年、平成30年の3カ年で4,500棟を耐震化すると。その結果として平成30年度末の耐震化率は82%になると推計しています。昨年度の実績は1,227棟でして、目標の1,500棟には若干届いていない状況です。ただ、今年度、先ほど御説明したとおり、1.7倍というペースでまだなお伸びておりますので、このペースをできるだけ維持、さらに加速をしていけば、目標の到達は十分に可能ではないかと考えています。

◎米田委員 それと、提起もしたとき、いろいろ思いもありましたけど、戸別訪問を29市町村が頑張ってやられてますよね。これも大変な作業だと思うんですけど、成果とか、住民の方からの御意見とか、特徴的なものは。それとやってない5市町村は別にやらなくても進んでいるのか、そこら辺の状況と対策は。

◎阿部参事兼住宅課長 戸別訪問自体は平成26年度の後半ぐらいから県の支援をし始めていて、進んでいる市町村では平成25年度ぐらいからもやってるところがあったんですが、やり始めのころにいろいろ調べたところ、戸別訪問をやりますと診断の件数がまず一気にぐっと伸びる実態はございました。そういったことから、やってないところが1回やりますと、かなりのインパクトがあるものと考えています。なお、耐震診断をやったけれども、その結果、耐震性がないとわかったところで、次のステップに進むところにもう一つハードルがありまして、そこでさらにもう一押しするためには、やはり個別訪問を1回ではなくて、特に診断が終わった住宅所有者の方にもう一度アプローチすることが大変重要と考えておりますので、そういった意味ではまだやってないところが若干残っておるということがございます。そこについては引き続き働きかけをしてまいりますけれども、既にやっておるところにつきましても、違った観点からまたプッシュをしていただくことに意味がございましたので、そういったことも含めて、なお市町村の皆様をお願いしてまいりたいと考えています。

◎米田委員 いわゆる部分改修ですが、県は研究されようということで、例えば寝室だけやるとか認めてる県もありますけど、結局、高知県としてはどう位置づけされとるんですか。

◎阿部参事兼住宅課長 本県では、昨年度当初予算から段階的耐震改修を支援するという事で店開きをさせていただいておりますが、今のところ補助金を使ってやったという実績はまだございません。ただ、段階的にやることも支援対象であるとお知らせすることによって、それだったらできるかもしれないと診断をやる、設計をやる。そして設計をやったところが、思いのほかフル改修が安くできるねとなれば、それはフル改修するわけでございますので、そういった意味では段階改修の実績はまだ上がっておりませんが、フル改修につながる呼び水のような効果は定量的にはなかなかはかれません、そういった効果もあるのかなと考えています。

◎依光委員長 質疑を終わります。

#### 〈港湾・海岸課〉

◎依光委員長 次に、港湾・海岸課の説明を求めます。

◎依岡港湾・海岸課長 港湾・海岸課の一般会計補正予算及び繰越明許費について御説明をさせていただきます。

資料②議案説明書（補正予算）の 70 ページをお開きください。まず、歳入予算の説明欄の地域環境保全対策費補助金ですが、台風や大雨により流出した流木やアシ、ヨシなどの海岸漂着物等を回収及び処理する事業である環境省所管の地域環境保全対策費補助金を受け入れることから、1,260 万円の補正を計上しています。

次に、歳出予算について、71 ページをお願いします。1 海岸漂着物等地域対策推進事業費です。先ほど説明しました環境省所管の補助金の追加配分を活用して、その事業を実施するための委託料を補正予算として 1,650 万円計上しています。

続いて、繰越明許費の説明をさせていただきます。72 ページをお願いします。宇佐漁港海岸の地震津波対策として実施しております漁港海岸高潮対策事業費です。海岸堤防の耐震対策工事の作業ヤードとして隣接する物揚げ場の使用が必要となり、この物揚げ場に係船している船舶の移動場所などについて漁協との調整に不測の日数を要したため、年度内の完成が見込めなくなり、やむを得ず繰り越しをお願いするものです。

次に、債務負担行為について説明をさせていただきます。高知新港施設整備事業費の債務負担行為の変更です。高知新港へ新たに整備する客船ターミナルの工事費に係る債務負担行為で、平成 29 年 2 月議会において平成 29 年度当初予算債務負担行為の承認をいただいているところです。その後、敷地内の地盤調査を行った結果、当初想定していた地盤よりも軟弱であったため、建物の基礎工法を地盤改良からくい基礎に工法の変更が必要となりました。そのため、当初予算時に見込んでいた債務負担行為額を 1 億 1,355 万 9,000 円

増額補正をして、総額 5 億 946 万 6,000 円に変更することをお願いするものです。

以上で、港湾・海岸課の説明を終わります。

◎依光委員長 質疑を行います。

(なし)

◎依光委員長 質疑を終わります。

以上で、土木部の議案を終わります。

#### 《報告事項》

◎依光委員長 続いて、土木部から 3 件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにいたします。

#### 〈公園下水道課〉

◎依光委員長 初めに、春野総合運動公園陸上競技場の芝改修工事について、公園下水道課の説明を求めます。

◎岡崎公園下水道課長 公園下水道課の報告事項について御説明いたします。委員会資料、土木部の報告事項の公園下水道課のインデックスのページをお開きください。昨年度の 9 月議会で予算の御承認をいただきました春野総合運動公園陸上競技場の芝改修工事が完成いたしましたので、その概要について御説明させていただきます。

この工事は、ここで毎年キャンプを行っているサッカーの J リーグのチームから、キャンプはシーズン開幕に向けた体づくりが目的であり、けがをしないようなやわらかな芝生面が必要との要望を受け、トッププロのキャンプという特殊なニーズにも対応できるよう、芝生面の品質向上を図ったものです。トッププロが使用するグラウンドがあることで、長年培ってきた春野総合運動公園のブランド力が維持されるとともに、新たな競技会やキャンプ、さらにはラグビーワールドカップや東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿の誘致に向けた取り組みにもつながっていくものと考えています。

工事は、ことし 1 月 19 日に高知市に本社を置く啓大建設有限会社と契約を締結。4 月初めに現場作業に着手。この 8 月 9 日に完成いたしました。

工事内容は、資料中段右側の図に示しているように、芝生の下土部分を真砂土、真砂土と砂を混合したものから砂を主体とする底土に入れかえ、柔軟性があり、けがをしにくい、また透水性が高く水はけのよいグラウンド面に改善しました。

発注に当たっては、全国のスタジアムの仕様や品質管理手法について調査し、品質管理項目などの仕様を明確化して工事を実施しました。なお、改修前の芝は公園内で修繕を予定していた補助陸上競技場などの補修用に活用しています。工事は芝生面の品質を確保するために設定していました土壌のかたさ、透水性、通気性、芝の根の長さなど、仕様で定めていた項目を全て満足しております。

完成後の利用者の評価ですが、9 月 2 日に女子サッカーのなでしこリーグの公式戦が開



催され、試合後にアイナック神戸の監督、主将から感想をお聞きしたところ、ピッチの状態は良好で、芝生もきれいでよかったとのコメントをいただいております。今後も利用者から春野のグラウンドはよいと評価を受けるよう、適切に維持管理に努めてまいります。

以上で、公園下水道課の報告事項の説明を終わります。

◎依光委員長 質疑を行います。

(なし)

◎依光委員長 質疑を終わります。

#### 〈港湾振興課〉

◎依光委員長 続いて、第2期高知新港振興プランの策定について、港湾振興課の説明を求めます。

◎横島港湾振興課長 港湾振興課長の横島です。

第2期高知新港振興プランの策定について、御報告させていただきます。土木部資料とは別のA3資料の第2期高知新港振興プラン概要版により説明させていただきます。第2期プランについては、6月議会の本委員会にて、概要案を説明をさせていただきましたが、先月開催しました有識者や港湾関係者等から成る検討会議を経て、最終案を作成いたしました。全体を通して、6月議会で説明したものと大きく変わった点はございません。

1ページから3ページまでは、第1期プランでの取り組み結果や第2期プランの策定の背景等について記載したのですが、説明は省略させていただきます。

4ページ、5ページは、高知新港の目指す4つの姿、そしてこれを実現するための取り組みについて記載したもので、前回はお示ししていなかった目標数値も設定しておりますので、改めて御説明させていただきます。

4ページをお願いします。目指す姿の1つ目、四国における東南アジア方面への輸出拠点（コンテナ貨物）についてです。中ほどの円グラフのとおり、コンテナ貨物の高知新港の利用率は輸出入ともに6割を超えておりますが、4割程度は高い陸送料を払って阪神港などを利用している実態があります。この他港利用の要因として、輸出で見ますと、左円グラフの黄色の部分のとおり、他港利用の7割が東南アジア方面への貨物であり、下の帯グラフの緑の部分のとおり、そのうちの8割が航路の便数や所要時間などによるリードタイムが要因となっております。こうした調査結果を踏まえ、四国の絵にありますように、他港に比べ航路便数が少なく、利便性がよくないことが課題であると捉えて、第2期プランでは、県内貨物の集貨・創貨による外航航路（東南アジア方面）の誘致実現を基本目標とし、(3)の第2期プランの取り組みとして、国際フィーダー航路就航によりリードタイム等が有利となる地域への荷主や県外商社に対しポートセールスを行うとともに、新港利用に対する効果的なインセンティブなどにより、高知新港利用促進を図ってまいります。また、高知新港を利用した農林水産物の輸出拡大に向けた取り組みも行ってまいります。

さらに、ガントリークレーンの老朽化やコンテナ船の大型化に対応するために、ガントリークレーンの機能向上やコンテナヤードの拡張といった施設整備を行ってまいります。これらの実施とあわせて、インセンティブ等によるコンテナ船社への航路誘致活動により、外航航路の誘致に取り組んでまいります。コンテナ貨物のK P Iとしましては、現状の県内貨物の高知新港利用率約6割を平成33年までに8割にまで向上させ、新たな貨物の創出とあわせて1万2,000T E Uと設定しています。

次に、目指す姿の2つ目、地域産業を支える物流拠点（バルク貨物）については、基本目標をバルク貨物の増加に対応した港湾機能の向上による地場産業の競争力強化とし、第2期プランの取り組みとして、石灰石取扱量の増加に応じたヤードの段階的拡張や、バルク船の大型化に対応した荷役機械の能力向上を図ってまいります。バルク貨物のK P Iとしては、石灰石の取扱量について、現状の約60万トンで平成33年までに企業の増産計画に対応し110万トンに、また将来的には150万トンと設定しております。

5ページをお願いします。目指す姿の3つ目、西日本太平洋側における国際クルーズ拠点についてですが、クルーズ客船については基本目標を西日本太平洋側の客船寄港地として定着化・発展とし、第2期プランの取り組みとして、まず、増加しているアジア発着クルーズへの対応として、県民参加によるおもてなしの充実や、経済性も考慮した持続可能な受け入れに取り組むとともに、邦船やワールドクルーズなど多様なクルーズの誘致に取り組みます。さらに、安全で快適な寄港に向け、防波堤の整備促進などに取り組むとともに、2隻同日寄港への対応を検討してまいります。クルーズ客船のK P Iとしては、アジア発着クルーズは現状の14回を平成33年度には70回に、その他のクルーズは16回をほぼ倍増の30回に、合計で30回を100回とすることを目指して取り組んでまいります。

最後に、目指す姿の4つ目、物流及びクルーズ観光が高次に共存した港湾についてです。石灰石取扱量の増加やクルーズ客船の寄港増加などに伴い、客船と貨物船の岸壁の利用調整や、客船寄港時の港内道路の混雑、粉じん対策、またヤードの拡張などに伴う土地利用計画の再編などが必要になってまいります。そのために、各岸壁の効率的な利用のための方針の策定や、港内道路のグループ化による客船関係車両と貨物車両の動線の分離、防じんフェンスの整備による粉じんや景観、安全対策、さらに、図や下の表のような6つのゾーン分けによる土地利用計画の再編を進めてまいります。

第2期プランについては、毎年、P D C Aサイクルにより取り組み状況を点検検証し、必要に応じてプランの見直しを行っていくこととしております。本日、委員の皆様にご了承が得られれば、速やかに公表したいと考えております。

◎依光委員長 質疑を行います。

(なし)

◎依光委員長 質疑を終わります。

続いて、宿毛湾港工業流通団地立地企業の概要について、港湾振興課の説明を求めます。

◎横畠港湾振興課長 続きまして、宿毛湾港工業流通団地立地企業の概要につきまして、御報告をさせていただきます。委員会資料の土木部報告事項の港湾振興課のインデックスがついたページをお開きください。6月議会の本委員会にて補正予算に関して分譲希望企業の情報を説明させていただきましたが、7月末に県と当該企業との間で土地の譲渡契約を締結し、正式に立地の運びとなりましたので、今回改めて御報告をさせていただくものです。

立地する企業は1の会社概要のとおり、宿毛市の株式会社土佐西南丸で、香美市に所在します株式会社山崎技研のほか、県内3社の出資により本年4月に設立された水産物加工業を行う企業です。

同社の事業計画は来年3月下旬の操業開始予定で、主に宿毛市で養殖されたマダイなどをフィーレ加工し、大都市圏を中心に販売する計画となっております。従業員は12名。いずれも県内の新規雇用で、うち正規雇用を2名から4名で予定しております。同社に対しましては、7月24日付で用地取得等に要する経費に対し、補助金の交付決定を行っております。

4の水産物加工場操業の主な効果ですが、現在、宿毛市で養殖されているマダイのほとんどが加工用として出荷されておりますが、宿毛市周辺に立地する水産物加工場は規模が小さいため、その大部分が県外の加工場に輸送され、関東方面等に出荷されております。同社の操業によりまして、県内での加工可能数量が大幅に増加し、付加価値の高い加工食品として出荷できることから、県内企業の売り上げが増加する、また、他県への輸送費用が削減されることから、宿毛産養殖マダイの加工食品の競争力が向上するなどの効果が見込まれ、種苗から養殖、加工まで、高知県内で一貫した生産体制により、高知県産の養殖マダイのブランド価値の向上や養殖ビジネスの高度化にもつながっていくものと考えています。

説明は以上でございます。

◎依光委員長 質疑を行います。

(なし)

◎依光委員長 質疑を終わります。

土木部の冒頭で入札契約の手続の誤りについて御説明がありましたが、民間事業者にとって非常に影響がありますので、今後とも再発防止の取り組みについてしっかりと進めていただくよう、産業振興土木委員会として要請をさせていただきます。

以上で、土木部を終わります。

## 《採決》

(執行部着席)

◎依光委員長 お諮りいたします。執行部より説明を受け、審査いたしました予算議案2件、条例その他議案5件について、これより採決を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎依光委員長 それでは、これより採決を行います。第1号議案「平成29年度高知県一般会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎依光委員長 全員挙手であります。よって、第1号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第2号議案「平成29年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎依光委員長 全員挙手であります。よって、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第5号議案「高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎依光委員長 全員挙手であります。よって、第5号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第11号議案「国道195号防災・安全交付金(大柵橋上部工)工事請負契約の締結に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎依光委員長 全員挙手であります。よって、第11号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第12号議案「国道493号道路災害関連(小島トンネル)工事請負契約の締結に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎依光委員長 全員挙手であります。よって、第12号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第15号議案「県道の路線の認定に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**依光委員長** 全員挙手であります。よって、第15号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第16号議案「県道の路線の変更に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**依光委員長** 全員挙手であります。よって、第16号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

それでは、執行部は退席願います。

(執行部退席)

### 《意見書》

◎**依光委員長** 次に、意見書を議題といたします。意見書案2件が提出されています。

初めに、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」第2条に規定する国の負担または補助の割合の特例の継続等に関する意見書(案)が、自由民主党、県民の会、公明党、まほろばの会から提出されておりますので、お手元に配付してあります。意見書(案)の朗読は省略してよろしいでしょうか。それでは、御意見をどうぞ。小休にいたします。

(小休)

◎ 賛同いたします。

◎**依光委員長** 正場に復します。意見が一致しましたので、この意見書は当委員会の委員全員をもって提出することといたします。

次に、「住宅の耐震化推進施策の抜本的強化を求める意見書(案)」が、日本共産党、自由民主党、県民の会から提出されておりますので、お手元に配付してあります。意見書(案)の朗読は省略してよろしいでしょうか。それでは、御意見をどうぞ。小休にいたします。

(小休)

◎ 賛同いたします。

◎**依光委員長** それでは、意見が一致しましたので、この意見書は当委員会の委員全員をもって提出することといたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。閉会の前に、委員の皆様にお話ししたいことがあります。先月4日から7日の台湾の視察調査について、視察時に皆さんにお話ししたように、委員会として意見、提案なども掲載して、調査報告書の充実を図るため出張報告書(案)を策定してお手元に配付してあります。10日の委員会終了日に、視察調査に係る各委員の御意見を取りまとめたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、10日、火曜日の午前11時から、委員長報告の取りまとめ等を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、本日の委員会はこれで終了をいたします。

(14時31分閉会)